

第九十八回 参議院社会労働委員会会議録第十号

昭和五十八年五月十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月三十日

辞任

板垣

正君

山東

昭子君

鈴木

正一君

林

道君

遠藤

政夫君

石本

茂君

福島

茂夫君

森下

泰君

遠藤

政夫君

三治

重信君

金丸

三郎君

梶原

清君

遠藤

政夫君

藤井

恒男君

三治

重信君

補欠選任

遠藤

政夫君

梶原

清君

遠藤

政夫君

藤井

恒男君

三治

重信君

金丸

三郎君

梶原

清君

遠藤

政夫君

藤井

恒男君

三治

重信君

金丸

三郎君

梶原

清君

遠藤

政夫君

藤井

恒男君

三治

重信君

金丸

三郎君

梶原

清君

遠藤

政夫君

藤井

恒男君

三治

重信君

金丸

三郎君

梶原

清君

遠藤

政夫君

藤井

恒男君

三治

重信君

金丸

三郎君

梶原

清君

遠藤

政夫君

藤井

恒男君

三治

重信君

金丸

三郎君

梶原

清君

遠藤

政夫君

- 委員長(目黒今朝次郎君)　ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
- まず、委員の異動について御報告いたします。
- 昨日、田代由紀男君が委員を辞任され、その補欠として金丸三郎君が選任されました。
- 委員長(目黒今朝次郎君)　浄化槽法案及び社会労働委員会を閉会いたします。
- まず、両案について、提出者衆議院社会労働委員長代理理事今井勇君から順次趣旨説明を聴取いたします。今井君。
- 衆議院議員(今井勇君)　ただいま議題となりました。両案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。
- 近年、国民の生活水準の向上に伴い、水洗化の要請は高まっておりますが、下水道の整備が財政的にも時間的にも限度があることから、水洗槽の設置等に係る者の責任と義務を明確にすることを目的とするものとします。
- このため、本案は、浄化槽の工事、保守点検または清掃が適正を欠くため、浄化槽の放流水が公共用域の汚染源となっている場合も少なくないとのことであります。
- このため、本案は、浄化槽の工事、保守点検、清掃及び製造について規制を強化するほか、浄化槽の設置等に係る者の責任と義務を明確にすることを目的とするものとします。
- 保全と公衆衛生の向上を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。
- 第一に、浄化槽の構造については、建築基準法等に定める基準によるものとし、浄化槽の工事、保守点検及び清掃については、技術上の基準に従ふこと。
- 第二に、浄化槽の設置によって水洗化しようとする場合等においては、都道府県知事等及び都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならないものとするること。
- 第三に、浄化槽管理者は、使用開始後六ヶ月を経過したとき及び毎年一回定期に指定検査機関による水質に関する検査を受けなければならないものとすること。
- 第四に、浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽の型式について建設大臣の認定を受けなければならぬものとすること。また、外国の工場において本邦に輸出される浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽の型式について建設大臣の認定を受けることができるるものとすること。
- 第五に、浄化槽工事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないものとし、かつ、浄化槽設備士を置かなければならないものとすること。
- 第六に、浄化槽清掃業を営もうとする者は、市町村長の許可を受けなければならないものとすること。
- 第七に、浄化槽工事を実地に監督する浄化槽設備士及び浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士の資格を定めるものとすること。
- 第八に、都道府県等は、浄化槽の保守点検を業とする者について条例により登録制度を設けることができるものとすること。
- 第九に、この法律は、昭和六十年十月一日から施行することとし、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の国家試験等に関する規定については、公布の日から六月以内の政令で定める日から施行すること。

- 淨化槽法案(衆議院提出)
- 社会福祉事業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

とをお願い申し上げます。

次に、社会福祉事業法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申します。

今日、人口の急速な高齢化、核家族化等の進行により、福祉ニーズの増大と多様化が顕著となり、これへの対応が課題となつております。地域社会を基盤とする福祉サービスの中核的役割を担う市町村社会福祉協議会の重要性がますます高まつております。

このため、本案は、市町村社会福祉協議会の法的位置付けを明確にし、地域福祉の推進を図るうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、都道府県社会福祉協議会は、現行の社会福祉事業等を經營する者の過半数参加に加えて、市町村社会福祉協議会の過半数が参加するものでなければならぬものとし、その事業として、現行の調査、総合的企画、連絡調整及び助成、普及宣伝の四事業のほかに、市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整を加えるものと設け、市町村社会福祉協議会は、当該市町村の区域内において社会福祉事業等を經營する者の過半数が参加するものとし、その事業として、現行の都道府県社会福祉協議会の事業と同様の四事業を行うものとすること。

第二に、この法律は昭和五十八年十月一日から施行すること。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(日暮今朝次郎君) 以上で趣旨説明は終わりました。

これより両案に対して質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 議員立法であるところの趣旨を当然わきまえながら、若干の質疑をいたしたいと思

います。

浄化槽法案についてであります。これまでの無規制といいますか、そういう状態に比べてみれば私は一步前進であると、この法律案について思います。しかし、この法律によつて、やはり新しい問題がかなり出てくることが予想されます。

そこで、まず厚生省であります。が、浄化槽の規制は、本来廃棄物処理法の中で私はきちんと行われるべき筋合のものであつただろうと思うのであります。浄化槽の規制を廃棄物処理法の改正という形で進めることがなぜできなかつたのだろうかということは、やはり疑問として残ると思うのです。

あります。したがつて、その経過の中でどういうような問題があつたのかということを整理して、厚生省の側から若干説明を願いたいと思います。

○説明員(山村勝美君) なぜ廃棄物処理法から切り離して単独立法をする必要があつたかという点でございますが、御案内とのおり、いろいろ浄化槽をめぐつての問題がございまして、非常に数もふえてきておる実情から、大きな法律といいますか、廃棄物処理法の中でその一部を占めておるというような状況では、非常に規制内容が複雑になつてしまります。関係から、国民の個々に関係する浄化槽のことです。ござりますので、手続、規制内容等について、かえつて不明確になつてくる、わかりにくいというおそれがあること。さらに、御案内とのおり、建築行政と廃棄物処理行政との連携で対応する必要があるといつことが必要でござりますので、新しい法律で浄化槽のみを明確化することによって適正な運営が図られる必要があるといふうに考えたためであると考えております。

○和田静夫君 どうも私は、この廃棄物処理の行政体系というのをずっと考えてみまして、浄化槽だけがばんと飛び出すというのはやっぱり奇異に感ずるんですね。廃棄物処理行政にとって、今後そこを来すことがないだろうかということをいろいろ触れてみたいと考るんです。

そういう心配というのは厚生省はお持ちにはな

らぬですか。

○説明員(山村勝美君) 廃棄物処理法におきましては、これには浄化槽で、一般廃棄物につきましては、これには浄化槽

無規制といいますか、そういう状態に比べてみれば私は一步前進であると、この法律案について思います。しかし、この法律によつて、やはり新しい問題がかなり出てくることが予想されます。

そこで、まず厚生省であります。が、浄化槽の規制は、本来廃棄物処理法の中で私はきちんと行われるべき筋合のものであつただろうと思うのであります。浄化槽の規制を廃棄物処理法の改正という形で進めることがなぜできなかつたのだろうかということは、やはり疑問として残ると思うのです。

あります。したがつて、その経過の中でどういうような問題があつたのかということを整理して、厚生省の側から若干説明を願いたいと思います。

○説明員(山村勝美君) なぜ廃棄物処理法から切り離して単独立法をする必要があつたかといふことでござりますが、御案内とのおり、いろいろ浄化槽をめぐつての問題がございまして、非常に数もふえてきておる実情から、大きな法律といいますか、廃棄物処理法の中でその一部を占めておるというような状況では、非常に規制内容が複雑になつてしまります。関係から、国民の個々に関係する浄化槽のことです。ござりますので、手續、規制内容等について、かえつて不明確になつてくる、わかりにくいというおそれがあること。さらに、御案内とのおり、建築行政と廃棄物処理行政との連携で対応する必要があるといつことが必要でござりますので、新しい法律で浄化槽のみを明確化することによって適正な運営が図られる必要があるといふうに考えたためであると考えております。

○和田静夫君 大体百七十万基ぐらいは落ちていいだろうと、こういうふうに言われるわけであります。実際の問題として、いまわれわれが関係する自治体をずっと眺めてみると、処理能力といふところ、あるいは推察するところによりますと、産業等から推定されるわけでございまして、どういうところにそういう原因があるのか、まあわからぬ部分が多いわけであります。いろいろ聞かれて、建築基準法によって届け出られたものについては保健所に報告されるというふうな連携をとりながらやっておるわけでござります。

○説明員(山村勝美君) あくまで推定でございますが、二〇%ないし二五%増しのものがあるのではないかというふうに考えております。

厚生省の統計によりますと、五十六年の三月時点で浄化槽の届け出基數というのが四百三万基です。実数はもつとも多いだらうと言はれているわけです。実数は大体どの程度と見積もられておりますか。

○和田静夫君 大体百七十万基ぐらいは落ちていいだろうと、こういうふうに言われるわけであります。実際の問題として、いまわれわれが関係する自治体をずっと眺めてみると、処理能力といふところ、あるいは推察するところによりますと、産業等から推定されるわけでございまして、どういうところにそういう原因があるのか、まあわからぬ部分が多いわけであります。いろいろ聞かれて、建築基準法によって届け出られたものについては保健所に報告されるというふうな連携をとりながらやっておるわけでござります。

○説明員(山村勝美君) この基數は届け出の件数になるわけでござりますが、手續的には、家を新築する場合には建築基準法の定めるところによつて届け出られる、くみ取り便所を改造した場合に届け出られる、それで、建築基準法によつて届け出されたものが、無届けが非常に多いという実態が浄化槽の生産個数等から推定されるわけでございまして、どういうところにそういう原因があるのか、まあわからぬ部分が多いわけであります。いろいろ聞くところ、あるいは推察するところによりますと、建築確認の際にはくみ取り便所で確認を受ける、その途中で屎尿処理槽による水洗便所に変えるところで、そのときの所定の変更手続がどちらかといふふうに思われます。そういうことを考えながら、いつも言わされましたように、届け出数と実数との間にはもう非常に大きな隙がある。五十五年にもう非常に大きな隙がある。五十五年度の伸び率は九%の増であります。増加率はやや鈍化しているというふうに思われますが、大体これ頭打ちと見ていいでしょうか。あるいはその

つていく、そういうふうに見ていいでしょか。

○説明員(山村勝美君) 実は、第五次の廃棄物処理施設整備五ヵ年計画におきまして過去の実績を推定をしたところでは、六、七%というところで推移をしておるようございまして、その五ヵ年計画におきましても、六十年度までに六、

三%ぐらいの伸びを続けるであろうという推定をいたしております。伸び率は住宅建設の動向等によって著しく変動をいたしておるのが実態のようですが、かなりの伸びで今後とも推移でございますが、かなりの伸びで今後とも推移するといふふうに考えております。

○和田静夫君 そこで、厚生省がおとりになるとふうに考えておるところでございます。

○和田静夫君 いや私は、その第六条の市町村の計画との問題で、実はたくさんのお問い合わせでございまして、市町村の作成する一般廃棄物処理計画の中で整合性がとられていくというふうに考えておるところです。

○和田静夫君 いかで、厚生省がおとりになるとふうに考えておるところでございます。

○和田静夫君 あくまで推定でございますが、二〇%ないし二五%増しのものがあるのではないかというふうに考えております。

厚生省の統計によりますと、五十六年の三月時点で浄化槽の届け出基數というのが四百三万基です。実数はもつとも多いだらうと言はれているわけです。実数は大体どの程度と見積もられておりますか。

○和田静夫君 大体百七十万基ぐらいは落ちていいだろうと、こういうふうに言われるわけであります。実際の問題として、いまわれわれが関係する自治体をずっと眺めてみると、処理能力といふところ、あるいは推察するところによりますと、産業等から推定されるわけでございまして、どういうところにそういう原因があるのか、まあわからぬ部分が多いわけであります。いろいろ聞かれて、建築基準法によって届け出られたものについては保健所に報告されるというふうな連携をとりながらやっておるわけでござります。

○説明員(山村勝美君) この基數は届け出の件数になるわけでござりますが、手續的には、家を新築する場合には建築基準法の定めるところによつて届け出られる、くみ取り便所を改造した場合に届け出られる、それで、建築基準法によつて届け出されたものが、無届けが非常に多いという実態が浄化槽の生産個数等から推定されるわけでございまして、どういうところにそういう原因があるのか、まあわからぬ部分が多いわけであります。いろいろ聞くところ、あるいは推察するところによりますと、建築確認の際にはくみ取り便所で確認を受ける、その途中で屎尿処理槽による水洗便所に変えるところで、そのときの所定の変更手続がどちらかといふふうに思われます。そういうことを考えながら、いつも言わされましたように、届け出数と実数との間にはもう非常に大きな隙がある。五十五年度の伸び率は九%の増であります。増加率はやや鈍化しているというふうに思われますが、大体これ頭打ちと見ていいでしょか。あるいはその

伸び率は鈍化しつつもなお増加路線をずっとたどり

○和田静夫君 建設省の第五次の下水道整備五ヵ年計画におきまして過去の実績を推定をしたところでは、六、七%というところで推移をしておるようございまして、その五ヵ年計画におきましても、六十年度までに六、

年計画では、六十年度末の人口の普及率を四四%。それで五十五年度末で三〇%というふうに見込んでいたんですが、現在の財政事情からしまして、達成できるのだろうかということが非常に危惧されますね。そういうような危惧の念を持つたらいんだろう。

自治省は、これ、どういうふうに見通されますか。

○政府委員(土田栄作君) いま御指摘がございましたように、下水道の五ヵ年計画を整備率で人口普及率四四%まで高めますためには、そのための所要の事業費というのを第五次五ヵ年計画の目標年次であります五十六から六十までの間ににおいて確保する必要があるわけでございますけれども、現在、国の財政事情が非常に厳しい状態でございまして、五十七年度末では計画に対しまして三一・六%，それから五十八年度末では四四・八%という進捗率でございますので、五十九、六十がございますけれども、五十九、六十でよほどがんばって事業費の枠の確保というものをしなければ、なかなか目標の達成というものは困難である、目標達成年次は後ろへ行つてしまうという状況であります。ふうに考えておるわけでござります。

○和田静夫君 大体見通しは同じことですね。

厚生省、もう一遍それを確認をいたしますけれども、いすれにせよ、いまも言われましたように、まだ浄化槽の需要は伸びるだろう、このことだけは確認しておいてよろしいですか。

○説明員(山村勝美君) そのとおりと考えております。

○和田静夫君 そこで、今後の問題なんですが、私は、今後増加していくんだろうこの浄化槽に対応いたしまして、行政が一体ついていけるのだろうかという問題が発生すると思うんです。現実を知れば知るほどその感が深いのです。

私が一番問題点だと思うのは、終末処理です。この終末処理が追いつくのかということ、こ

れは非常に重大ではないかと思っています。いまさえ大変なんですから。今までさえとにかく不法投棄、処理などというものが横行しているわけです。横行と言つてはちょっと言い過ぎかもしれないがね。後ほど具体的に事実関係を出しますけれども。現在の終末処理場は屎尿の処理が中心となつてますから、したがつて、それらのことを考えますと、ますますいまの処理場の機構や能力でなかなか対応できないという状態、これはもう想像するにかたくありませんね。いかがぞらんになつていますか。

○説明員(山村勝美君) 下水道の普及目標が四四%である、つまりその残りがくみ取り便所ないし屎尿処理槽であるということになります。それで厚生省といたしましては、その残りの五六%について処理体制の整備を図る必要があります。ところに相なるわけでございますが、現状を見ますと、八五%がその両者を含んで屎尿処理施設によって処理をされております。その残りの大部分が海洋等に処分、その他農村還元が若干ございますが、大別してそういう二つないし三つの処理体系で行つておるわけでございます。

そこで、残りの下水がもしもおくれた場合、当然くみ取り屎尿の量あるいは屎尿処理槽の量が相対的にふえてくるということになつてくるわけでございまして、その場合には、その分五ヵ年計画で相当部分を整備しようとしておるのが、当然実績としては、そのままいくならば若干後退せざるを得ないという結果に相なろうかと思ひます。しかし、かなり整備されて、屎尿処理施設は八五%、五ヵ年計画では九一%まで整備するという予定でございますし、それをいまのところ大体計画どおり進んでおるというふうに考えておりますので、かなり高い水準の整備が行われておること、あるいは今般の新法によつて市町村に処理の義務が出てきたわけでございますが、そういうことによつて市町村がさらに確保について充実された対策を講じてくるであろうというようなこと、あるいは

育成するという要素が大分入つておりますが、それが大変なんですから。いままでえとにかく不法投棄、処理などというのが横行しているわけです。横行と言つてはちょっと言い過ぎかもしませんがね。後ほど具体的に事実関係を出しますけれども。現在の終末処理場は屎尿の処理が中心となつてますから、したがつて、それらのことを考えますと、ますますいまの処理場の機構や能力でなかなか対応できないという状態、これはもう想像するにかたくありませんね。いかがぞらんになつていますか。

○和田静夫君 簡単に海洋投棄に振り向けるなどということを言われますけれども、私は実際問題として、海洋投棄船に乗つてちゃんと調べたことがあります。もちろん五十海里になる前の十海里的ときで、それではあれわれ肉体的に限界があつてとても耐えられるものではない。そこで働いている労働者は大変なものだという感じがいたしました。大体東京や横浜で生まれ育つた人が、大別してそういう二つないし三つの処理体系で行つておるわけでございます。

そこで、残りの下水がもしもおくれた場合、当然くみ取り屎尿の量あるいは屎尿処理槽の量が相対的にふえてくるということになつてくるわけでございまして、その場合には、その分五ヵ年計画で相当部分を整備しようとしておるのが、当然実績としては、そのままいくならば若干後退せざるを得ないという結果に相なろうかと思ひます。しかし、かなり整備されて、屎尿処理施設は八五%、五ヵ年計画では九一%まで整備するという予定でございますし、それをいまのところ大体計画どおり進んでおるというふうに考えておりますので、かなり高い水準の整備が行われておること、あるいは今般の新法によつて市町村に処理の義務が出てきたわけでございますが、そういうことによつて市町村がさらに確保について充実された対策を講じてくるであろうというようなこと、あるいは

ちがあれに乗れるような体力的な条件を持つて、まさに衆議院議員と同じような生活と言つていいぐらい、土曜、日曜しか家に帰つてない、月曜日は朝の五時ごろに家を出てマイカーで飛ばしてきて勤務に間に合つ、それから乗る、これがいつの状態なんですよ。そんなものがふえていくことを想像しながら行政が進むというのは私は間違つたと思う。

したがつて、海洋投棄をなるべくなくしよう。もちろん汚染問題もあつて、ということでだんだんだんだん探めてきた。もちろん東京のように、美濃部知事が一つの目玉商品としてつくった投棄船を残すというようなそういう政策も、一たん災害時のことなどを考えながら置いてあるところももちろんありますけれども、そういうような形でまだだんだん探めてきた。

○和田静夫君 そうなんですね。その技術的な面、残滓汚泥を集めてきて、そしていまの施設でまつて処理するということは、当面速度を緩めてまいりますので、何らかの汚泥処理をするとか、少し容量を大きくして余裕を持たせるとかといふあたり、あるいは量を狭めてみたり、いろいろなことを考えていけばもつといふでしよう。しかし

ちがあれに乗れるような体力的な条件を持つて、まさに衆議院議員と同じような生活と言つていいぐらい、土曜、日曜しか家に帰つてない、月曜日は朝の五時ごろに家を出てマイカーで飛ばしてきて勤務に間に合つ、それから乗る、これがいつの状態なんですよ。そんなものがふえていくことを想像しながら行政が進むというのを私は間違つたと思う。

したがつて、海洋投棄をなるべくなくしよう。もちろん汚染問題もあつて、ということでだんだんだんだん探めてきた。もちろん東京のように、美濃部知事が一つの目玉商品としてつくった投棄船を残すというようなそういう政策も、一たん災害時のことなどを考えながら置いてあるところももちろんありますけれども、そういうような形でまだだんだん探めてきた。

○和田静夫君 そうなんですね。その技術的な面、残滓汚泥を集めてきて、そしていまの施設でまつて処理するということは、当面速度を緩めてまいりますので、何らかの汚泥処理をするとか、少し容量を大きくして余裕を持たせるとかといふあたり、あるいは量を狭めてみたり、いろいろなことを考えていけばもつといふでしよう。しかし

ら予定をせざるものそこで処理をするというようになると、機械の諸部分で大変将来にわたくて傷みがひどくなってくるとか、あるいはもつべきものが短くしかもたなくなってくるとか、あるいはも

いろんな状態が出てくるのであります。したがつて、そういう技術的な問題を市民生活に責任を持つという立場でもつてずっと考えれば、ここでちゃんとやつぱり再整備をしておく、そういうことが自治体関係者の責任ですよ。そうなつてきますと、どうしても費用の問題、再整備に伴う費用の問題といふものはもう必然的に出てくる、そういうふうに思ふんです。

そこで、この金は一体どこから出るんだろうかということを考えますと、厚生省はどういう予算をこの新法との兼ね合いで用意をされますか。○説明員(山村勝美君) 五ヵ年計画におきまして、五十六年から六十年までの間に屎尿浄化槽汚泥が六千七百二十キロリットル出る、つまり、普通の屎尿七十に對して浄化槽汚泥が三〇ぐらい入るというような推計をいたしておりまして、これで、五十六年から六十年までの間に屎尿浄化槽汚泥が六千七百二十キロリットル出る、つまり、普

通の屎尿七十に對して浄化槽汚泥が三〇ぐらい入るというような推計をいたしておりまして、それでは組みがだんだん固まってきておりまして、それほど技術的には心配はしていないわけでございま

す。

その経費はどこから出るかということでござりますが、浄化槽に切りかわることによって総体的に少しずつ量が減ります。たとえば屎尿でありますと、一人当たり一日一・四リットル。それが淨化槽の場合は一・一リットルぐらいで、総体的に量が減りますから、その分がむしろコストに回るのではないかというような、まあ単純なそろばん勘定でございますが、というふうな気持ちでおります。したがつて、建設単価等は一律に計上積算をしまして五ヵ年計画を作成しておるところでございます。

○政府委員(土田栄作君) ただいまのその汚泥につきましては、下水道の終末処理場で処理される場合と、それから清掃の方の関係の屎尿の処理施設で処理される場合と、両方のケースがあろうかと思います。いずれのケースにつきましても、私はどちらとしましては、補助事業につきましては補助金を交付税に算入するという措置を講じてまいりませんけれども、何はともあれ、この業務が行われますけれども、何はともあれ、この業務費といふものが算定されまして、それに対しまして国費の枠といふのが確保されるということが重要であろうと思ひますので、今後とも関係各省間でよく協議いたしまして、この法律の施行に伴います適確な事業費の算定、国費の確保ということを要請してまいりたいと、こんなふうに考えております。

○和田静夫君 清掃業者の不法投棄の実態といふのはこれはどうなっているか、正確に把握されておりますか。まあ不法投棄を正確にといふのはおかしい話かもしれませんね。

○説明員(山村勝美君) 警察庁の調査によりますと、あらゆる公害事犯の中でも、廃棄物関係がかなりの、七、八〇%の比率を占めています。そのうちにも合法処理といいますか、合わせて処理をする仕組みがだんだん固まってきておりまして、それ十数年来ずっと徐々に浄化槽の比率が高まってきたという状況にございまして、かなり技術的に屎尿七十に對して浄化槽汚泥が三〇ぐらい入るといふような推計をいたしておりますと、これで、五十六年から六十年までの間に屎尿浄化槽汚泥が六千七百二十キロリットル出る、つまり、普

て、なかなか中身がはつきりいまのところ公表されておりません。

○和田静夫君 いま答弁の中で触れられましたよ

うこともあります。しかし私が触れるようなことがあります。それはぜひ厚生省と自治省両方が、から御答弁願いたいんです。ある清掃業者が、たとえば東京都と神奈川県下の市町村の両方で認可を受けるわけですよ。そして、その業者が東京でもつて集めた汚泥を神奈川県のどこかの施設へ

搬入につきまして受益者負担金等を除きましたものに起債をつけ、原則としてその五〇%の元利償還金を交付税に算入するという措置を講じてまいりませんけれども、何はともあれ、この業務が行われますと、何はともあれ、この業務費といふものが算定されまして、それに対しまして国費の枠といふのが確保されるということが重要であろうと思ひますので、今後とも関係各省間でよく協議いたしまして、この法律の施行に伴います適確な事業費の算定、国費の確保ということを要請してまいりたいと、こんなふうに考えております。

○和田静夫君 清掃業者の不法投棄の実態といふのは、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

は、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

は、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

は、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

は、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

は、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

は、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

は、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

は、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

は、他の産業廃棄物等に比べまして屎尿処理施設が八五%カバーしておるとか、海洋投棄も、まあ先生御指摘のようにいいとは思いませんが、一応システムとしてはできておりますと、いたずらに環境にぶちまけていないというような一応の体系ができるでねことを考えますと、そうむやみに不法投棄といふものはないのではないかということ

○和田静夫君 あなたの答えるほど簡単ではない

れに行政として対応していただきたい。そうでなきやもたぬですよ。まあ、統一自治体選挙が終つた後ですから言いたくもないですけれども、政争の具にさえ供せられるという状態が出ていましたね、よく調べてみたら自分のところの責任じゃなかつたですよ、隣の自治体の責任だった。こういうようなことが起こっているわけでありまして、これは両省、実態調査を約束願いたいと思いますが、いかがですか。

○説明員(山村勝美君) 調査は非常にむずかしいような感じがいたしますが、できるだけ努力したいと思います。

○政府委員(田中暁君) 事の性質上厚生省が主体になつてお調べになるものだと思いますが、自治省としてもできるだけ協力いたしたいと存ります。

○和田静夫君 冒頭申しましたように、この立法は私たちの責任でありますから、何も皆さんの責任ばかり追及しようと思いませんから、共同の立場に立つて対応をいたしたいと思っていますが、しかし、行政の対応がありませんと困るわけでありまして……。

厚生省の考え方ですがね、一〇〇%ではないだろうけれども、この議員立法といふものには、さつきから答弁をずっといただいています、なるほど非常にこの立法の中反映しているということはよくわかりました。そこで、この法律の作成過程で自治体側の意見といふのを聽取されましたか。

○説明員(山村勝美君) 五十七年、昨年の六月と十月にそれぞれ意見を聞いております。なお、一年前の五十六年七月にもいろいろ実態調査等をやつております。

○和田静夫君 自治省は何かこれに対応を示されたことがあるんですかね。

○政府委員(田中暁君) 直接自治体の意見を聞いたわけではありませんが、この法案作成の過程で自治省としても意見を申し上げる機会があつたわけではございませんが、この法案作成の過程で増加をもたらさないような仕組みができるだ

けしていただきたい、また、関係手数料につきましては、所要経費が十分賄えるようなものにしていただきたく、というような意見を申し上げております。

○和田静夫君 やつぱりどうも、基本的なところ

で意見が抜けているという感じですね。

いずれにいたしましても、この法律の成立の結

果、自治体側の、それは財政的な負担ばかりじや

なくて、後ほど人的な側面についても触れたいと

思いますが、いろいろの面での変化、増加が予想

されます。自治体は浄化槽設置の援助をしなけれ

ばならぬことは五十二条で明らかでありますし、

また、五十二条によって屎尿処理場を整備する必

要が先ほども言つたように出てきます。そうする

と、平年度経費は八百五十九万しか見込まれてい

ないわけですね、厚生省。——そういうわけで

す。そうすると、この法律が派生する経費につい

て財政的な保証をきちんとする。まあ先ほど来も

答弁がありましたが、このことはやつぱり約束し

ておいてもらわなきゃならないと思うんですが、

これも厚生省、自治省、両省からもう一度答弁承

ります。

○説明員(山村勝美君) 恐らくお手元の資料等

に、本案の施行に要する経費として平年度八百五

十九万程度をお知らせしているかと思いますが、

御指摘のように、それ以外に屎尿処理施設等の整

備が必要でございまして、その施設に要する経費

が計上する必要があるわけござります。前段の

八百五十九万につきましては、これは建設省関係

もございますが、設備士及び管理士に係る国家試

験費等のみでございまして、施設整備費は本法に

よつて直ちにふえてはこないという判断からお示

してないということござります。したがつて、從来のベースで施設整備は進めるということ

で、別途予算の上で、たとえば屎尿処理施設につ

きましては五十八年度百四十三億ばかりを計上し

ておるところでござります。

○政府委員(土田栄作君) 汚泥処理に要しますた

めの経費につきましては、先ほど申し上げたよう

に、方債の枠については今後確保に努力してまいりますが、事務処理に要する経費でございますが、事務処理に要する経費の中で新たに都道府県知事が浄化槽工事業に係る登録に要する事務といふものが加わってまいりますのと、それから市町村長が浄化槽の清掃業の許可に與する事務というのが加わってまいりますが、これらのものにつきましては、先ほど田中審議官から御答弁申し上げましたように、手数料額の設定というもののについて研究いたしましてそういう手数料の額を定めてまいりましたが、そういうふうに考えております。

○和田静夫君 具体的なやり方等については、また後ほど両省とそれぞれ詰めをさせていただきます。そうですが、屎尿処理にも新しい仕事がふえることによりまして自治体の清掃労働者にしわ寄せがやってくることは当然予想がされます。交代制勤務であるとかあるいは時間外勤務がふえるとか、もつと言つてしまえば、先ほど自治省の側から法案作成過程でもつて意見を述べたと言われます人員増、これは働く者の側から言えば人員増大変な関心を持つておりますし、また、関係各省とひとつ御相談をしながら、十分この法の施行に付けて遺憾のないように私どももいたしたいと考へております。

○和田静夫君 厚生省、業者の登録制に関連して若干質問をいたしますが、現在、浄化槽関連業者、これは全国でどれだけありますか。

○政府委員(吉沢奎介君) お答えいたします。工事業者につきましては、これは推計でござりますが、三万七、八千ぐらいではないかというふうに考えております。

○和田静夫君 厚生省、業者の登録制に関連して若干質問をいたしますが、現在、浄化槽関連業者、これは全国でどれだけありますか。

○政府委員(吉沢奎介君) お答えいたします。工事業者につきましては、これは推計でござりますが、三万七、八千ぐらいではないかというふうに考えております。

○和田静夫君 現在の保守点検の受託率ですね。これも、昨日も質問通告のときに申しましたけれども、たとえば東京で五十七年三月三十一日現在で四三・八%なんですが、全国的にはどうですか。

○和田静夫君 ただいま、そういうように思いますが、たとえば東京で五十七年三月三十一日現在で四三・八%なんですが、全国的にはどうですか。

○政府委員(吉沢奎介君) お答えいたします。工事業者につきましては、これは推計でござりますが、三万七、八千ぐらいではないかというふうに考えております。

○和田静夫君 それから、いま建設省から答弁をいたしましたけれども、私の調査では、東京都の調べの保守点検業者二百十九というふうに理解してきのうも数字を申し上げておいてあります。よろしくです

かね、それは。

○説明員(山村勝美君) 保守点検業者は、現在までいろいろ講習会等を実施した実績から見ますかね、それは。

○説明員(山村勝美君) 保守点検業者は、現在まで五千五百社全国にあるのではないかというふうに考えております。

○和田静夫君 それから、委託率といいますか、保守点検業者の委託率につきましては、四十四都府県、政令市の中でも七〇%。もっとも回答のない市がかなりございましたが、約七〇%という回答が出て

は、最初厚生省の部長が答弁いたしましたように、行政ベースで考へていろいろやつておったようですが、何さま関係各省が非常に多岐にわたります。これからも関係当局とわれわれ十分に詰めなきゃならない、こう思いますので、この際、委員長の御見解を承つておきたいと思います。

○衆議院議員(今井勇君) ただいま質疑応答を聞いておりましたが、私どもこれを考えましたの

おります。

○和田静夫君 当然、この法律の受託率は、一〇〇%とすることを予定するいいわけですか。

○説明員(山村勝美君) 一応そのように指導したいと思つております。

○和田静夫君 先ほど、ちょっと私の確認の質問について答弁がなかつたんですが、恐らくさつきの五千五百というものは全国のことでしょう。

○説明員(山村勝美君) そうです。

○和田静夫君 そうですね。私がさつき言つたように、たとえば東京の二百十九を基点にして若干計算してみますと、現行の仕事量のままでスライドをさせてみたわけですよ。そうしますと業者が二倍になる勘定になるんじやないだろか。いざれにせよ、全国的に見れば業者数がかなりふえるといふうに予想されますね、これは。

○説明員(山村勝美君) まあ行政指導でやってきた結果として、約五千五百社ぐらいがあるということをございまして、今後どれくらいふえるか、ある程度これで充足、從来までの研修を受けた等の資格者をそのままスライドいたしますから、当面の業務にはそれほど支障がないのではないかとおふうに考えております。

なお、本法にござりますように、国家試験やら認定講習会等を実施することによりまして必要な資格者の確保を図つていくといふことは考えていく必要があるといふうに思つております。

○和田静夫君 そうですか。私は何か業者の資格取得が追いつかないんじやないだろかということをちょっと危惧したものですからいまのことを考えてみたんですが、この新法でいわゆる業者は設備士やら管理士の名前を揭示したり、あるいは帳簿の備えつけの義務を課するといふようなことにだんだんなっていくと思うんですがね。そうすると、この義務規定が守られるのかどうかといふことはやっぱり一つの関心事であります。

たとえば第二十九条で、工事業者は営業所ごとに净化槽設備士を置くことを義務づけられる。名前を貸すというようなことが出てくるんじやない

だろうか。これをチェックする行政側の体制があるのだろうか。あるいは清掃業者や保守点検業者をチェックする機関が必要になつてくるのではないかと思つております。

○和田静夫君 先ほど、ちょっと私の確認の質問について答弁がなかつたんですが、恐らくさつきの五千五百というものは全国のことでしょう。

○説明員(山村勝美君) そうです。

○和田静夫君 そうですね。私がさつき言つたように、たとえば東京の二百十九を基点にして若干計算してみますと、現行の仕事量のままでスライドをさせてみたわけですよ。そうしますと業者が二倍になる勘定になるんじやないだろか。いざれにせよ、全国的に見れば業者数がかなりふえるといふうに予想されますね、これは。

○説明員(山村勝美君) まあ行政指導でやってきた結果として、約五千五百社ぐらいがあるということをございまして、今後どれくらいふえるか、ある程度これで充足、從来までの研修を受けた等の資格者をそのままスライドいたしますから、当面の業務にはそれほど支障がないのではないかとおふうに考えております。

○説明員(山村勝美君) 定期検査の法定検査が十五年一月から実施されておりまして、まだ歴史が浅いわけでございまして、その受け皿としまして検査機関等の設置を各県に進めていただいておるわけでございますが、現在のところ、四十一都道府県にはやっと出そろつてきたといふ状況にあるわけでございます。

○和田静夫君 そうですね。私は何か業者の資格取得が追いつかないんじやないだろかというふうに思つておるところです。

○和田静夫君 それは法施行から日が浅いということももちろんあると思うんですけれども、私は、実施率が低い理由は、各家庭が定期検査の費用を負担することもありますね。現在五千元程度でありますけれども、これがネット

を置かなければならぬことになつております。当然、工事を発注する際等におきましては、そう規定どおり浄化槽設備士が置かれているかどうかチェックする必要があると思います。相当のやはり行政事務が伴うものと考えておりますが、そういう規定に反するような場合には三十二条等に監督処分等の規定も置かれておりますので、そういう規定も十分活用しながら適正な執行をしていかなければならぬと考えております。

○和田静夫君 厚生省、これまでの浄化槽は一年回定期検査を行うこととされているわけですね。

○説明員(山村勝美君) 今回のいろいろ新しい規制が入った、その検査業務等がふえてきましたが、これは從来から廃棄物処理法でありますとか都道府県の条例、要綱等で、現に大部分の県で指導してきた内容のものでございまして、それを法制化したというのが実情でございます。したがいまして、從来から、条例あるいは要綱も含めて、それらに従つて適切に設置し、かつ管理をしてきた住民の方には新たな負担が増大することはないとおも、ぎくしゃくすることはありませんか。

○説明員(山村勝美君) この実施率はどのくらいですか。

○説明員(山村勝美君) 定期検査の法定検査が十五年一月から実施されておりまして、まだ歴史が浅いわけでございまして、その受け皿としまして検査機関等の設置を各県に進めていただいておるわけでございますが、現在のところ、四十一都道府県にはやっと出そろつてきたといふ状況にあるわけでございます。

○和田静夫君 しかし、まだ十分徹底していない向きもありまから、從来余りやつていよい住民との間に負担が生ずる、あるいは業者との間にトラブルも心配されるところでございますので、そういう問題が生じないようによく指導をしてまいりたいといふふうに考えておるところでございます。

○和田静夫君 おふうに考えておるところでございます。

あるいは過剰清掃という事態が今度は生じてくる可能性があります。業者が適正に検査をして適正に清掃を行つように関係自治体が指導してチェックをする必要がある。この辺は何か特別な対策といふうに考えになりますか。

○説明員(山村勝美君) 基本的には業界のモラルの問題であろうかと思ひますが、業界団体を通じて、あるいは都道府県の廃棄物行政当局を通じて、よく指導をしたいといふうに考えております。

○和田静夫君 この法律は、保守点検業と清掃業と二本立てにしているわけですが、これまでの厚生省の考え方、この二つを一体のものとしてとらえておきているのではないかと思うんですけれども、さくしゃくすることはできませんか。

○説明員(山村勝美君) これを二つに分ける考え方では、すでに十年前行政指導で始めてきたところでございます。なお周知していない部分もあるかもしませんが、それを受けて保守点検の技術者の教育でありますとか、清掃の技術者の資質の向上とかいうようなことを進めてきたわけでございまして、県においてはすでに条例等で、あるいは要綱等で指導をしてきた内容でございます。

○和田静夫君 それでほど混乱がないのではないか。

〔委員長退席、理事対馬孝旦君着席〕

ただ、一部の府県で業者間のトラブルがあるといふような情報もあり、この新法におきましては保守点検業を登録をいたしまして、それぞれの府県の実情に応じて判断してもらうというようなことも考えまして、トラブルを避けるという措置をとられておるところでございます。

○和田静夫君 具体的にちよつと言いますと、保守点検業者、これは大した設備は要らぬわけですね。ところが、清掃業者はバキュームカーを備えたり、設備投資が必要であります。そうしますと、

どうも保守点検業者だけがふえて清掃の方が追いつかない。東京都の調査によりますと、保守点検業者の約三〇%は專業でありますが、清掃との兼業がゆだねられるわけですが、業者の過剰検査、業者は三三%、残りが施工との兼業といふうに考えておるところでございます。

あいになつてゐるわけですが、現在の状況からすると、必ずしも保守点検業者と清掃業者がダブつてはいないんですね。そういうことも考えると、これはどういうふうに認識しておいたらいですか。

○説明員(山村勝美君) 全国的な実態で申し上げますと、清掃業者が約五千社ございます。保守点検が五千五百と申し上げましたが、五百二十といふ数字がありますけれども、五百二十が保守点検専業の業者、その残りが兼業であるということをございますから、一〇%くらいが専業で、九〇%は二枚看板で仕事をしておるというのが実態ではないかというふうに推察いたします。

○和田静夫君 私は、その二枚看板を持つておることについての考え方、認識というものが非常に甘いのではないかというふうに考へるので、これは後ほどまた一遍いろいろな実例を挙げて少し詰めてみたいと思うのですが、浄化槽の汚泥の引き出しを行ふ業者は、この浄化槽法三十五条の許可を受けて行うわけですね。しかも、引き出した汚泥を収集して処分する、これは廃掃法の七条の許可が必要である。これはまさに二度手間にになりますんでしようかね。

○説明員(山村勝美君) 先生いまお話しのところ、その両者にはおのずから仕事の分類があるわけでございまして、重複している部分はないと考えます。

〔理事対馬孝且君退席、委員長着席〕

これは現行制度におきましても、七条の収集、運搬、処分の業者と、浄化槽の清掃を行ふ両業者はとも二本立てになつておるわけでございまして、現行制度をそのまま引き継いだという内容のものでござります。したがつて、それほどの混乱はないのではないかというふうに考へておるところでございます。

○和田静夫君 環境庁、忙しいところをお待たせしましたが、法四十九条に、環境庁が「意見を述べることができます。」というふうになつておりました。ここで「必要があると認めるときは、」云々

となつてゐるわけですが、具体的に言いまして、どういうようなケースが必要あるときでしようか。

○政府委員(小野重和君) 浄化槽の構造、あるいは工事管理が適正に行われるか否かということは、いま水質保全上一番問題となつております生活排水対策にとって、非常に重要な問題であるといたふうに考えております。

御案内のように、水質保全対策の進め方は、水域ごとに環境基準を決めまして、そしてそれが維持されるように排水基準を設定し、これを守つていただくというのがまず基本の形でございます。したがいまして、私ども、この浄化槽の構造あるいは管理のあり方が非常に大事でございまして、そういう観点からの技術などの意見をいろいろ申し上げたいと、こう存しております。

また、さらに申し上げますと、いま、いわゆる生活排水の中での生活雑排水対策、これが大変大事でございまして、浄化槽はいまほんとが屎尿浄化槽でございまして、合併式にはなつておらないわけでございますが、今後はやはりその合併化を進めていただくことが非常に大事な課題であるというふうに考へておりますが、そういう観点からもいろいろ関係方面に意見を申し上げたいというふうに存じておる次第でござります。

○和田静夫君 法五十三条ですが、「当該行政

庁は、この法律の施行に必要な限度において、」

云々、つまり、必要があれば報告を求め立入検査ができる。ここで必要が生ずるケース、これはどういうことが想定されましょうかね。たとえば、年一回定期的に実施をしていくというようなことですか、厚生省。

○説明員(山村勝美君) 内容的には、管理あるいは製造、工事、清掃、すべての各業者あるいは指定機関等に対し、必要な調査を立ち入つて調査をすることができるということでございまして、

ここに書いてございますように、それぞれの業務について行政上の必要な資料を調べるということを行ひます。

○和田静夫君 どうもはつきりしませんけれども、時間もありませんから、幾つか私、具体的なことを考へておりますので、後ほどまた言います。

環境庁、最後にもう一つだけですが、自治体の終末処理場の論議をさきからやつてきて、追いつかない、よって業者が不法に投棄をするというようなケースが、また無登録業者が捨てるというケースが想定されているわけです。現実にもまたあるわけです。ここではどういうような対策が必要であるとお考へなつていますかね、こういうことについては。

○政府委員(小野重和君) 汚泥が適正に処理されない、つまり不法投棄のようなことが行われることは、これはもう水質保全にとって大変なことでございまして、これはもうすでに御答弁があつたのかと思ひますが、下水の終末処理場あるいは屎尿処理場などで処理されることがどうしても必要でございまして、今後そういう処理場の整備、それと並行した浄化槽の整備、これが行われ、いやしくもそういう処理場で処理できないような、そういう汚泥が絶対に生ずることのないよう、これは厚生省が主管かと思ひますが、よく協議して、そういうことのないように持つていただきたいと、かのように存じております。

○和田静夫君 どうも環境庁、お忙しいところありがとうございました。

私も、冒頭にも述べましたけれども、衆議院委員長に最後にお尋ねしておきますが——お尋ねがとうございました。

○和田静夫君あと二、三問ですが、自治省ね、市町村廃棄物処理計画をこの法律の施行に伴つて立て直さなければ、これ。そうなつて立派なきなりませんね、これ。立派なきなります。

○政府委員(田中曉君) 御指摘のとおり、市町村の廃掃法の規定に基づきます計画につきましては、今回の法案の施行によりまして処理すべき廃棄物の内容、量等に変化があると思いますから、それに従つた適正な対応が必要であろうと考へております。

○和田静夫君 同時に、厚生省、冒頭質問したやつで、届け出基数との問題の差がありました。

そこで、それをカバーする行政の体制というのができているかどうかということが非常に心配だつたのですから、きょうこういう論議をさせていただきました。その点について、提案者側からも御意見を承つておきたいと思います。

○衆議院議員(今井勇君) お説のように、私どもも今度の単独立法につきましては、建築基準法と一緒に御意見を承つておきたいと思います。

そこで、それをカバーする行政の体制というのが及ぼす、これもやっぱり切り離して単独の立法をするというの、そういう意味でもいかがかと、いうふうにも考へています。しかし、法律ができるまでありますから、法律の内容は一步前進であることは、これはもう否定するべくもありません。

やつぱり施設基數の状況が把握できませんと市町村としては汚泥処理計画を立てられないと思うんですよ。その辺のところをやつぱりしっかり認識をしてちゃんとしてもらいたいと思うんです。が、よろしいですか。

○政府委員(竹中浩治君) 先生の御指摘もござります、先ほど山村部長からお答え申し上げましたように、届け出基數の把握が必ずしも十分でないというのは、浄化槽の行政にとつて非常に大きな問題でございますので、今後、できるだけ十分な把握ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○和田静夫君 それからもう一つ、さつき山村さんから御答弁がありました中で、いわゆる保健所へ登録しておいて実際には浄化槽をつくる、そういうケースが多くあるわけでありまして、この新法によつてそういう状況は当然改善をされると認識していくいいですか。

○説明員(山村勝美君) 私、先ほど例を申し上げました建築確認新しくつくるときに、くみ取りで申請をして、家ができたところにころつと変えるというようなのが実態のようございますので、いざにしましても、建設省担当出先と保健所との十分な連携をとつてチェックをしていくということしかないのでないかというふうに考えております。

なお、今回の法改正の中でも、両省の連携をよくする意味で、保健所に出たものも建築主管部局の方にも送るという流れができたわけでございますので、今後よく相談をいたしまして、無届けの絶滅に努力してまいりたい。

○和田静夫君 そうですね、そのところは一步前進だと思っているのですが、建設省が厚生省、どちらでもいいんですが、書類審査だけではなく審査をしてこなされたことから発するこの問題は

そうだと思います。それで、やつぱり業者の指導体制、チェック体制を含めて、先ほども申しましたけれども、善処の必要がこれは当然ありますね。さつき建設省から答弁ありましたけれども、もう一遍確認をしておきます。

○政府委員(吉沢圭介君) いま先生から御指摘のございました実地の確認が足りないという点は、確かにそういう実態があつたのではないかと私ども考えております。

それで、現在建築基準法の改正案を私ども提案しております、そこにおきましては、今後民間の建築士の能力を活用するということによりまして、住宅であるとかいう小規模な建築物につきまして、確認事務であるとか、あるいは工事の完了検査の事務の一部を省略することにいたしております。そうして、その省略いたしましたその余力をもちまして、それ以外の部分について重点的な行政というものを行つてまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、浄化槽につきましてはこの省略の対象としないことといたしてお

りまして、今後この法律の趣旨を体しまして厳正に措置してまいりたいと考えております。

○和田静夫君 同時に浄化槽の型式認可について、これは一元的な行政の見地からすると、私は現場労働者の代表、あるいは労働省、学識経験者等の参考を求めて進めたいと考えておるところでございます。

予定といたしましては、年度内に一応のとりまとめを行いたいというふうに思っております。

○和田静夫君 自治省、清掃工場の死亡事故は一部事務組合の場合は、話し合つておつても管理者が次から次とかわるので困るんだというような話があつたりしましてね。そんなことは理由にならぬということを私はもちろん申し上げておいたんですけれども、その辺のことはやつぱりかなり気にかかるところのようです。そして、最終的には自治省、厚生省という関連の強力なバックアップを期待をいたします、こういうふうに労働の側も述べているわけでありまして、両省としてもこの問題に私は積極的に取り組んでいただきたい、こういうふうに考えますので、それぞれ答弁を承つて終わります。

○説明員(山村勝美君) 本年度調査にとどまらず、その原因究明をいたしまして、どのような対策ができるのか、よく研究をしてまいりたいといふふうに考えております。

○説明員(緒方勇一郎君) 積極的に対処してまいりたいと思います。

○委員長(日高今朝次郎君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより両案について討論に入ります。

○説明員(緒方勇一郎君) 別に御発言もないようですが、どうも私はもう少し一元化した方がいいんじゃないかと思いますが、意見を述べておきます。

○和田静夫君 もう最終的な質問ですが、先日、労働省の決算の際に、清掃工場の死亡多発を労働省はどのように対しては、私どもとしては職員の安全と健康を確保するとともに作業環境を適切なものに確立なりを図り、災害防止に努めていくことが非常に大事だと考えておりまして、特に労働安全衛生法に基づく安全管理体制の充実を中心にして導いてまいります。総務部長会議とか人事委員会事務局長会議等を通じて指導してまいりますし、昨日も人事委員会事務局長会議を通じてこの問題点を指摘し、配慮を求めたところでございます。

今後ともさらに一層そのような方向で趣旨の徹底を図つてまいるよう努力してまいりたいと思つております。

○和田静夫君 最後ですが、労働省の方もかなり前進的に考えるということでありまして、特に一部事務組合の場合に、話し合つておつても管理者が次から次とかわるので困るんだというような話があつたりしましてね。そんなことは理由にならぬということを私はもちろん申し上げておいたんですけれども、その辺のことはやつぱりかなり気にかかるところのようです。そして、最終的には自治省、厚生省という関連の強力なバックアップを期待をいたします、こういうふうに労働の側も述べているわけでありまして、両省としてもこの問題に私は積極的に取り組んでいただきたい、こういうふうに考えますので、それぞれ答弁を承つて終わります。

○説明員(山村勝美君) 本年度調査にとどまらず、その原因究明をいたしまして、どのような対策ができるのか、よく研究をしてまいりたいといふふうに考えております。

○説明員(緒方勇一郎君) 積極的に対処してまいりたいと思います。

○委員長(日高今朝次郎君) 他に御発言もないようですが、どうも私はもう少し一元化した方がいいんじゃないかと思いますが、意見を述べておきます。

別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

これまで、净化槽法案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、社会福祉事業法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、対馬君から発言を求められておりますので、これを許します。対馬君。

○対馬孝且君 私は、ただいま可決をされました社会福祉事業法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び無党派クラブ、各派共同提案による附帯決議案を提出をいたしました。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について配意すべきである。

一、社会福祉協議会は、広く地域住民の参加を求めるとともに、その組織の強化、運営の適正化を図り、活動の一層の充実に努めるこ

と。

二、地域福祉の推進に果たす社会福祉協議会の役割的重要性にかんがみ、社会福祉協議会の民間活動としての自主性を尊重しつつ、その活動基盤の整備に努めること。

三、地方公共団体は、市町村社会福祉協議会の制度化に伴い、地域福祉の一層の推進に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(日黒今朝次郎君) ただいま対馬君から

提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 全会一致と認めます。よって、対馬君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林厚生大臣から発言を求めておりますので、これを許します。林厚生大臣。

○国務大臣(林義郎君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたず所存でございます。

○委員長(日黒今朝次郎君) なお、両案に対する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(日黒今朝次郎君) 論異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十九分散会

第七十四条第一項中「前条第一号の社会福祉協議会(以下「協議会」という。)は、都道府県の区域を単位とし、左の」を都道府県協議会は、当該都道府県の区域内において次の」に、「その区域内において」を「その区域内における市町村の区域を単位とする社会福祉協議会(以下「市町村協議会」という。)の過半数及び」に改め、同項第二号中「総合的企画」を「総合的企画」に改め、同項に次の二号を加える。

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二三四七号)
一、自動車交通安全労働者の労働条件改善に関する請願(第二三五〇号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二三四九号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第二三五四号)

一、自動車交通安全労働者の労働条件改善に関する請願(第二三五五号)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第二三五五号)

一、自動車交通安全労働者の労働条件改善に関する請願(第二三五六号)

(第二四三一号) 一、年金の官民格差是正に関する請願 (第二四三二号)

一、福祉年金の所得制限廃止に関する請願 (第二四三三号)

一、労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願 (第二四三四号)

一、在宅重度障害者の介護料に関する請願 (第二四三五号)

一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願 (第二四三六号)

一、身障者雇用に関する請願 (第二四三七号)

一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願 (第二四三八号)

一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 (第二四三九号)

一、労災年金のスライドに関する請願 (第二四四〇号)

一、健康保険・国民健康保険に関する請願 (第二四四一号)

一、労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 (第二四四二号)

一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第二四四三号)

一、年金制度の改善に関する請願 (第二四四四号)

一、脊髄損傷者病氣治療に関する請願 (第二四四五号)

一、重度障害者病氣治療に関する請願 (第二四四五号)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 (第二四五六号)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 (第二四五六号)

一、重度戦傷病者と妻の授護に関する請願 (第二四五七号)

一、療術の制度化促進に関する請願 (第二四五二号)

一、重度戦傷病者と妻の授護に関する請願 (第二五七〇号)

一、重度戦傷病者と妻の授護に関する請願 (第二五七一号)

一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第二五七二号)

一、民間保育事業振興に関する請願 (第二五七三号)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 (第二六二三号)(第二六二四号)(第二六二五号)(第二六三五号)

一、脊髄損傷者病氣治療に関する請願 (第二六五六号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願 (第二六三六号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願 (第二六三七号)

一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第二六三九号)

一、旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願 (第二六三九号)

一、労災手当増額支給に関する請願 (第二六四〇号)

一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 (第二六四一号)

一、身体障害者の無年金者救済に関する請願 (第二六四二号)

一、労災年金の所得制限廃止に関する請願 (第二六四三号)

一、労災被災者の脊髄神經治療に関する請願 (第二六四四号)

一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第二六四五号)

一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願 (第二六四五七号)

一、在宅重度障害者の介護料に関する請願 (第二六四五九号)

一、身障者雇用に関する請願 (第二六四七号)

一、労災被災者の暖房費支給に関する請願 (第二六四八号)

一、身体障害者に関する請願 (第二六四九号)

一、労災年金のスライドに関する請願 (第二六五〇号)

一、労災被災者の脊髄神經治療に関する請願 (第二六五二号)

一、重度戦傷病者と妻の授護に関する請願 (第二五七二号)

一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第二五七三号)

(第二六五三号) 一、年金制度の改善に関する請願 (第二六五四号)

一、脊髄損傷者病氣治療に関する請願 (第二六五六号)

一、カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願 (第二六六四号)(第二六六五号)(第二六六六号)(第二六七号)(第二六八号)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 (第二六三九号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願 (第二六三七号)

一、重度戦傷病者と妻の授護に関する請願 (第二六三九号)

一、重度戦傷病者と妻の授護に関する請願 (第二六四九号)

一、労災手当増額支給に関する請願 (第二六四〇号)

一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 (第二六四一号)

一、身体障害者の無年金者救済に関する請願 (第二六四二号)

一、労災年金の所得制限廃止に関する請願 (第二六四三号)

一、労災被災者の脊髄神經治療に関する請願 (第二六四四号)

一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第二六四五号)

一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願 (第二六四五七号)

一、在宅重度障害者の介護料に関する請願 (第二六四五九号)

一、身障者雇用に関する請願 (第二六四七号)

一、労災被災者の暖房費支給に関する請願 (第二六四八号)

一、身体障害者に関する請願 (第二六四九号)

一、労災年金のスライドに関する請願 (第二六五〇号)

一、労災被災者の脊髄神經治療に関する請願 (第二六五二号)

一、重度戦傷病者と妻の授護に関する請願 (第二五七二号)

一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第二五七三号)

子育護婦家政婦紹介所内 三代キヨ子 外七十八名

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二三五五号 昭和五八年四月十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 高知市桟橋通三ノ一八ノ一二 中越忍造 外三十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

第二三五八号 昭和五八年四月十六日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願 請願者 香川県高松市宮脇町二ノ八ノ七石原加茂 外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。

第二三六二号 昭和五八年四月十八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 長野市日詔二、五七七 徳武和男

紹介議員 外八十名

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

第二三六五号 昭和五八年四月十八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 群馬県伊那市美篠三、〇八〇ノ二

紹介議員 紅谷 照美君

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

第二三六六号 昭和五八年四月十八日受理

療術の制度化促進に関する請願 請願者 群馬県高崎市北通町二四 竹内実

紹介議員 榎田 宏一君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第二三五五号 昭和五八年四月十五日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(五通) 請願者 鳥取県米子市角盤町三ノ一四一米

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

第三三六七号 昭和五十八年四月十八日受理 重度傷病者と妻の援護に関する請願 請願者 群馬県勢多郡宮城村大前田一、二 五八ノ一 高井銀五郎	紹介議員 福田 宏一君	身体障害者に対する福祉行政に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。	紹介議員 福田 宏一君	この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。
第三四一八号 昭和五十八年四月十九日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 岩手県水沢市黒石町二渡二四九 千葉千代治 外四十八名	紹介議員 福間 知之君	第三四二六号 昭和五十八年四月十九日受理 労働者災害補償保険法改善に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。	紹介議員 福間 知之君	この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。
第三四一九号 昭和五十八年四月十九日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 高知県高岡郡越知町甲八八 千頭 正明 外三十九名	紹介議員 宮之原貞光君	第三四二七号 昭和五十八年四月十九日受理 労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。	紹介議員 宮之原貞光君	この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
第三四二〇号 昭和五十八年四月十九日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 名古屋市守山区小幡西島 四海清 外九十九名	紹介議員 志苦 裕君	第三四二八号 昭和五十八年四月十九日受理 旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。	紹介議員 志苦 裕君	この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。
第三四二一號 昭和五十八年四月十九日受理 婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(二通)	紹介議員 稲葉 勝君	第三四二九号 昭和五十八年四月十九日受理 労災年金の最低給付に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。	紹介議員 稲葉 勝君	この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。
第三四二二號 昭和五十八年四月十九日受理 婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(二通)	紹介議員 片山 基市君	第三四三〇号 昭和五十八年四月十九日受理 在宅重度障害者の介護料に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。	紹介議員 片山 基市君	この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。
第三四二五號 昭和五十八年四月十九日受理 重度障害者の終身保養所設置に関する請願	紹介議員 野目正吾	第三四三一號 昭和五十八年四月十九日受理 身体障害者の無年金者救済に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。	紹介議員 野目正吾	この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。
第三四二五號 昭和五十八年四月十九日受理 重度障害者の終身保養所設置に関する請願	紹介議員 勝又 武一君	第三四三二號 昭和五十八年四月十九日受理 年金の官民格差是正に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。	紹介議員 勝又 武一君	この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
第三四二六號 昭和五十八年四月十九日受理 労災年金の所得制限廃止に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅	紹介議員 野目正吾	第三四三三號 昭和五十八年四月十九日受理 福祉年金の所得制限廃止に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。	紹介議員 野目正吾	この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。
第三四二七號 昭和五十八年四月十九日受理 労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅	紹介議員 勝又 武一君	第三四三四號 昭和五十八年四月十九日受理 労災被災者遺族年金に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。	紹介議員 勝又 武一君	この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
第三四二八號 昭和五十八年四月十九日受理 労災被災者に現行労災法適用に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅	紹介議員 野目正吾	第三四三五號 昭和五十八年四月十九日受理 労災被災者被災者の暖房費支給に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。	紹介議員 野目正吾	この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。
第三四二九號 昭和五十八年四月十九日受理 労災年金の最低給付に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅	紹介議員 勝又 武一君	第三四三六號 昭和五十八年四月十九日受理 労災被災者被災者の暖房費支給に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。	紹介議員 勝又 武一君	この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
第三四三〇號 昭和五十八年四月十九日受理 在宅重度障害者の介護料に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅	紹介議員 野目正吾	第三四三七號 昭和五十八年四月十九日受理 労災重複損傷者の遺族年金に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。	紹介議員 野目正吾	この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。
第三四三一號 昭和五十八年四月十九日受理 重度障害者の終身保養所設置に関する請願	紹介議員 勝又 武一君	第三四三八號 昭和五十八年四月十九日受理 労災重複被災者の暖房費支給に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。	紹介議員 勝又 武一君	この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。
第三四三二號 昭和五十八年四月十九日受理 重度障害者の終身保養所設置に関する請願	紹介議員 野目正吾	第三四三九號 昭和五十八年四月十九日受理 労災重複被災者の暖房費支給に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。	紹介議員 野目正吾	この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。
第三四三三號 昭和五十八年四月十九日受理 重度障害者の終身保養所設置に関する請願	紹介議員 勝又 武一君	第三四四〇號 昭和五十八年四月十九日受理 労災年金のスライドに関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。	紹介議員 勝又 武一君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
第三四三四號 昭和五十八年四月十九日受理 重度障害者の終身保養所設置に関する請願	紹介議員 野目正吾	第三四四一號 昭和五十八年四月十九日受理 健康保険・国民健康保険に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。	紹介議員 野目正吾	この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
第三四三五號 昭和五十八年四月十九日受理 重度障害者の終身保養所設置に関する請願	紹介議員 勝又 武一君	第三四四二號 昭和五十八年四月十九日受理 健康保険・国民健康保険に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。	紹介議員 野目正吾	この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。

第二四四二号 昭和五十八年四月十九日受理

労災被災者の脊髄神経治療に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

紹介議員 勝又 武一君

野目正吾

第二四四三号 昭和五十八年四月十九日受理

身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

紹介議員 勝又 武一君

野目正吾

この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

年金制度の改善に関する請願

請願者 野目正吾

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

脊髄損傷者病気治療に関する請願

請願者 野目正吾

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

脊髄損傷治療に関する請願

請願者 野目正吾

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

請願者 神奈川県茅ヶ崎市鶴が台九ノ七ノ

三〇六 茂手木栄一 外三十九名

第二五五号 昭和五十八年四月二十日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡前沢町塔ヶ崎九〇ノ

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

紹介議員 谷千秋 外九十九名

第二四五七号 昭和五十八年四月十九日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 石川県金沢市栗崎町二ノ八五 西

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第七三三二号と同じである。

紹介議員 浅田芳明

この請願の趣旨は、第七三三二号と同じである。

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第七三三二号と同じである。

紹介議員 佐川栄

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

紹介議員 龍井 久興君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

紹介議員 佐藤茂美 外七十九名

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

第二六三七号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。
労働者災害補償保険法改善に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
第二六三八号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。
第二六三九号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。
第二六四〇号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。
福祉手当増額支給に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。
第二六四一号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
身体障害者の無年金者救済に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二六四二号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。
年金の官民格差是正に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。
第二六四三号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。
福社年金の所得制限廃止に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。
第二六四四号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。
労災者脳損傷者の遺族年金に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
第二六四五号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
在宅重度障害者の介護料に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
第二六四五号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
労災年金のスライドに関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
第二六五〇号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
労災年金のスライドに関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
第二六五一号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
健康保険・国民健康保険に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
第二六五二号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。
労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。
第二六五三号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。
身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千歳	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。
第二六五四号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 上條 勝久君	この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願 請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇〇ノ二第一野口ビル日本カイロプラクティック会内片桐幸人	紹介議員 梶木 又三君	この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。
この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。	紹介議員 梶木 又三君	この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。
第二六五五号 昭和五十八年四月二十一日受理	紹介議員 園田 清充君	この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願 請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇〇ノ二第一野口ビル日本カイロプラクティック会内今井敏伸	紹介議員 園田 清充君	この請願の趣旨は、第六五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。

第二六六六号 昭和五十八年四月二十一日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願

請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇ノ二第一
二野口ビル日本カイロプラクティック
ツク師会内 塩川満章

紹介議員 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。

第二六六七号 昭和五十八年四月二十一日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願

請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇ノ二第一
二野口ビル日本カイロプラクティック
ツク師会内 益野一男

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。

第二六六八号 昭和五十八年四月二十一日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願

請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇ノ二第一
二野口ビル日本カイロプラクティック
ツク師会内 堀野信夫

紹介議員 三浦 八水君
この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。

第二六六九号 昭和五十八年四月二十一日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡御莊町平城 尾崎
東 東
紹介議員 桧垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二六六九号 昭和五十八年四月二十一日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡御莊町平城 尾崎
東 東
紹介議員 桧垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願(第二六七一号)(第二六七二号)(第二六七三号)(第二六七四号)(第二六七五号)(第二六七六号)(第二六七七号)(第二六七八号)(第二六七八号)(第二六七八号)(第二六八〇号)(第二六八一号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二六八〇号)

一、福社手当増額支給に関する請願(第二六八〇号)

一、身体障害者の無年金者救済に関する請願(第二六八〇号)

一、年金の官民格差是正に関する請願(第二六八〇号)

二八四三号(第二八四四号)

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第二八五三号)

一、難病対策の拡充と医療福祉に関する請願(第二八五六号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八六四号)(第二八六五号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第二八六六号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第二八六七号)(第二八六八号)

一、旧田代災被災者に現行労災法適用に関する請願(第二八六九号)(第二八七〇号)

一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第二八七一号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八七二号)(第二八七三号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八七四号)

一、福社手当増額支給に関する請願(第二八七五号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八七六号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八七七号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八七八号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八七九号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八八〇号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八八一号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八八二号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八八三号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八八四号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八八五号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八八六号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八八七号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八八八号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八八九号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八九〇号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八九一号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八九二号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八九三号)

一、労災年金の最低給付に関する請願(第二八九四号)

一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第二八九五号)

一、健康保険・国民健康保険に関する請願 (第二〇四一号) (第三〇四二号) (第三〇四三号)	一、脊疾患総合対策の早期確立に関する請願 (第三一二一五号)
二八九六号) (第二八九七号)	一、健康保険・国民健康保険に関する請願 (第三〇四四号) (第三〇四五号) (第三〇四六号)
一、労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 (第二八九八号) (第二八九九号)	一、療術の制度化促進に関する請願 (第三一二一六号) (第三一一七号) (第三一一八号)
一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第二九〇〇号) (第二九〇一号)	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三一二一九号) (第三一二〇号)
一、年金制度の改善に関する請願 (第二九〇二号) (第二九〇三号)	一、労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願 (第三〇五〇号) (第三〇五一号) (第三〇五二号)
一、脊髄損傷者病気治療に関する請願 (第二九〇四号) (第二九〇五号)	一、在宅重度障害者の介護料に関する請願 (第三〇五三号) (第三〇五四号) (第三〇五五号)
一、脊髄損傷治療に関する請願 (第二九〇六号)	一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願 (第三〇五六号) (第三〇五七号) (第三〇五八号)
一、難病対策の拡充と医療福祉に関する請願 (第二九七三号)	一、身障者雇用に関する請願 (第三〇五九号) (第三〇六〇号) (第三〇六一号)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 (第二九九九号)	一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願 (第三〇六二号) (第三〇六三号) (第三〇六四号)
一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願 (第三〇〇一一号)	一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 (第三〇六五号) (第三〇六六号) (第三〇六七号)
一、難病対策の拡充と医療福祉に関する請願 (第二九〇〇号)	一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第三一二一一号) (第三一二二一号) (第三一二三一号)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 (第二九九九号)	一、旧日労災被災者現行労災法適用に関する請願 (第三一二一八六号) (第三一二一八七号)
一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願 (第三〇〇一一号)	一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第三一二一八七号) (第三一二一八八号)
一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願 (第二九〇一三号) (第三〇一二四号) (第三〇二五号)	一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 (第三一二一八九号) (第三一二一九〇号)
一、労働者災害補償保険法改善に関する請願 (第三〇二六号) (第三〇二七号) (第三〇二八号)	一、労災年金の最低給付に関する請願 (第三一二一九一号) (第三一二一九二号)
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第三〇二六号) (第三〇二七号) (第三〇二八号)	一、自転車交通労働者の労働条件改善に関する請願 (第三一二一九三号) (第三一二一九四号)
一、旧日労災被災者現行労災法適用に関する請願 (第三〇二六号) (第三〇二七号) (第三〇二八号)	一、労災年金の最低給付に関する請願 (第三一二一九五号) (第三一二一九六号)
一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第三〇二九号) (第三〇三〇号) (第三〇三一号)	一、女性障害者に対する福祉行政に関する請願 (第三一二一九七号) (第三一二一九八号)
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第三〇二九号) (第三〇三〇号) (第三〇三一号)	一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願 (第三一二一九九号) (第三一二二〇号)
一、旧日労災被災者現行労災法適用に関する請願 (第三〇二九号) (第三〇三〇号) (第三〇三一号)	一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第三一二二一一号) (第三一二二二号)
一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第三〇三〇号) (第三〇三一号) (第三〇三二号)	一、労災年金のスライドに関する請願 (第三一二二三号) (第三一二二四号)
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第三〇三〇二六号) (第三〇三〇三〇号) (第三〇三〇三一号)	一、脊髄損傷治療に関する請願 (第三一二二五号) (第三一二二六号)
一、旧日労災被災者現行労災法適用に関する請願 (第三〇三〇三二号) (第三〇三〇三三号) (第三〇三〇三四号)	一、カイロプラクティックに関する法律の制定 (第三一二二七号)
一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 (第三〇三〇七七号) (第三〇七八号) (第三〇七九号)	一、労災年金の改定に関する請願 (第三一二二八号) (第三一二二九号)
一、年金制度の改善に関する請願 (第三〇八〇号)	一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 (第三一二二九号) (第三一二二九〇号)
一、脊髄損傷者病気治療に関する請願 (第三〇八一号)	一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第三一二二九二号) (第三一二二九三号)
一、年金制度の改善に関する請願 (第三〇八〇号)	一、労災年金の改定に関する請願 (第三一二二九四号) (第三一二二九五号)
一、脊髄損傷治療に関する請願 (第三〇八五号)	一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願 (第三一二二九六号) (第三一二二九七号)
一、在宅重度障害者の介護料に関する請願 (第三一二九五号)	一、労災年金の改定に関する請願 (第三一二二九八号) (第三一二二九九号)
一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願 (第三一二九五号)	一、労災年金の改定に関する請願 (第三一二二九九号) (第三一二二九〇号)
一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 (第三一二九八号)	一、労災年金の改定に関する請願 (第三一二二九〇号) (第三一二二九一号)
一、じん肺法改正に関する請願 (第二二一三号)	一、労災年金の改定に関する請願 (第三一二二九一号) (第三一二二九二号)
一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願 (第三一二九九号)	一、身体障害者の無年金者救済に関する請願 (第三一二二九三号) (第三一二二九四号)

一、年金の官民格差是正に関する請願 (第三二五八号)	（第三二八九号）	一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願 （第三二九〇号）	自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市新星町八八七ノ一九 紹介議員 稲山 勲君 新堀文雄 外九名
一、福祉年金の所得制限廃止に関する請願 (第三二五九号)	（第三二九一号）	一、労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願 （第三二六〇号）	自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市東光十三条四丁目 鈴木礼仁 外九名
一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願 (第三二六一号)	（第三二六二号）	一、在宅重度障害者の介護料に関する請願 （第三二六三号）	自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道上川郡東神楽町一三南区画 相庭雅夫 外七名
一、身障者雇用に関する請願 (第三二六三号)	（第三二六四号）	一、重度障害者の暖房費支給に関する請願 （第三二六五号）	第二六七一号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道深川市あけぼの町一三ノ八 紹介議員 上野 雄文君 外一二 坂上豊治 外九名
一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願 (第三二六四号)	（第三二六六号）	一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 （第三二六七号）	第二六七二号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道上川郡風連町瑞生二、九七 ○ 谷島克丸 外九名 紹介議員 青木 薦次君
一、労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 (第三二六六号)	（第三二六八号）	一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 （第三二六八号）	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者の脊髄神經治療に関する請願 (第三二六七号)	（第三二六九号）	一、労災被災者の脊髄神經治療に関する請願 (第三二六九号)	第二六七三号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道上川郡風連町瑞生二、九七 ○ 谷島克丸 外九名 紹介議員 青木 薦次君
一、年金制度の改善に関する請願 (第三二七〇号)	（第三二七一号）	一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 （第三二七二号）	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、年金制度の改善に関する請願 (第三二七〇号)	（第三二七二号）	一、労災被災者の脊髄損傷病気治療に関する請願 (第三二七三号)	第二六七四号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市豊岡六条一ノ二ノ八 ノ四八 東浦啓子 外九名 紹介議員 大木 正吾君
一、脊髄損傷治療に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、労災被災者の脊髄損傷治療に関する請願 (第三二七四号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、療術の制度化促進に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六七五号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市東旭川町旭正一三八 砂田軍治 外九名 紹介議員 大森 昭君
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六七八号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市東旭川町旭正一三八 砂田軍治 外九名 紹介議員 幸一 外九名
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六七九号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市東旭川町旭正一三八 砂田軍治 外九名 紹介議員 幸一 外九名
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六八〇号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市神楽岡十六条三丁目 谷 光雄 外九名 紹介議員 川村 清一君
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六八一号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市末広四条七丁目 谷 光雄 外九名 紹介議員 加瀬 実君
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六八二号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市高砂台五ノ六ノ二 栗原正孝 外三名 紹介議員 片岡 勝治君
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六八三号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市九条一四ノ右一 蛇 原敏夫 外九名 紹介議員 片岡 勝治君
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六八四号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市末広五条六丁目 鈴木 真一君 紹介議員 勝又 武一君
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六八五号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市末広四条七丁目 谷 光雄 外九名 紹介議員 川村 清一君
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六八六号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市外五名 武田守 外五名 紹介議員 加瀬 実君
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	第二六八七号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市新星町八八七ノ一九 紹介議員 茜ヶ久保重光君
一、労災被災者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	（第三二七八号）	一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 (第三二七八号)	この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

請願者 北海道旭川市新富町二、〇七〇ノ八 藤敏昭 外七名 紹介議員 小谷 守君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六八七号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市神楽岡六条七丁目 紹介議員 小柳 勇君 土永昭夫 外九名 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六八八号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市東鷹栖二線一〇 中 沢春美 外九名 紹介議員 小山 一平君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六八九号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市永山町七ノ一九 高 橋清一 外八名 紹介議員 佐藤 三吾君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九〇号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 北海道旭川市春光台五条二丁目 紹介議員 坂倉 藤吾君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九一号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 神戸市北区有野台七ノ一二ノ四 実谷勉 外九名 紹介議員 志吉 裕君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九二号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 神戸市北区外野九号 紹介議員 竹田 四郎君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九三号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 兵庫県小野市中町四〇二ノ六 井 上修 外九名 紹介議員 鈴木 和美君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九四号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 兵庫県加古郡稻美町六分一 山本 幸市 外九名 紹介議員 濑谷 英行君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九五号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 神戸市兵庫区本町二ノ三ノ二八 畠森勝 外九名 紹介議員 田中寿美子君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九六号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 神戸市兵庫区荒田町四ノ一三ノ八 増家進 外九名 紹介議員 高杉 基忠君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九七号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 神戸市兵庫区荒田町四ノ九 井上隆 外七名 紹介議員 福間 知之君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九八号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 神戸市兵庫区港島中町二ノ四ノ一 ○ 横本光孝 外九名 紹介議員 宮之原貞光君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二六九九号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 兵庫県明石市魚住町清水一、三七 松本勝司 外九名 紹介議員 丸谷 金保君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二七〇〇号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 兵庫県明石市尾上町長田四〇九 福田賛三 外九名 紹介議員 広田 幸一君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二七〇一号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 神戸市中央区港島中町二ノ四ノ一 井上隆 外七名 紹介議員 福間 知之君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二七〇二号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 神戸市兵庫区中山手通三ノ五ノ一 六 田辻義八 外七名 紹介議員 村沢 牧君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
第二七〇三号 昭和五十八年四月二十二日受理 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願 請願者 神戸市兵庫区兵庫町三ノ三四ノ一 福本勝重 外三名 紹介議員 竹田 四郎君 この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七〇九号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 神戸市須磨区戎町一ノ一ノ七 片岡良一 外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七一〇号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 広島市中区白島北町一八ノ一 森脇隆 外九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七一一号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 广島市安佐南区佐東町八木二、八六八ノ四 栗栖忠司 外八名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七二二号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 広島県高田郡美土里町横田五二四

紹介議員 矢田 順一君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七二三号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 広島市東区牛田早稲田一ノ二ノ一

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七二四号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 高平行芳 外二百六十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七二五号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 広島市中区白島北町一八ノ一 森

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七二六号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 好巳 外五名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七二七号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 四 松盛寿明 外九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七二八号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 高平行芳 外二百六十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七二九号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 七ノ一〇七 河内政登 外七十六

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七三〇号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 ○ 石井敏彦 外五名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

第二七三一号 昭和五十八年四月二十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 武藤四郎

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区柏谷一ノ一ノ三

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 柴田満 外九名
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 西垣恭平 外九名
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 五 西垣恭平 外九名
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 田中 勝君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区柏谷一ノ一ノ三
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 中山敬光 外百名
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第二二三三九号と同じである。

(者)の負担は軽減されたが、まだ不十分であり、本症を難病対策の対象疾病に指名すること。

二、本症の実態調査と原因の究明をすること。

三、地域ごとにあるいは、国公立の医療機関のなかに本症のための総合医療機関を設置し、総合的な治療が受けられるよう、その整備、充実を図ること。

四、本症の内部疾患(腎臓障害・排尿障害等)を重視し、身体障害者手帳の基準を見直し、大幅に拡大すること。神經因性膀胱は小児慢性特定疾患に指定され、この制度を適用できるにもかかわらず、本症については、一部地域(大阪府、高知県、京都市)を除き認められないこと。また、本症は生涯、治療を必要とするので、十八歳以上の者に利用できる制度を設けること。

五、本症児(者)は補装具や衣類のいたみが特にひどいえおむつを毎日使用するので、医療費、治療のための交通費などあわせると、かなりの負担となるから、特別児童手当支給の所得制限を大幅に緩和すること。

六、本症の尿失禁コントロールのための電気治療器具(ユーコン)を健康保険の適用対象とすること。

七、日常生活用具のふろ設備申請については、現在学童以上となつていても、四歳以上の児童についても実情に応じて認可すること。

第二七九六号 昭和五十八年四月二十三日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 石川県江添郡山中町上野町リノ九〇

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第二八〇一号 昭和五十八年四月二十五日受理

紹介議員 安田 隆明君

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 石川県金沢市円光寺二ノ一三ノ二

官下政信 外二百二十二名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

第二八〇二号 昭和五十八年四月二十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都江東区永代二ノ一一ノ五

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

第二八〇三号 昭和五十八年四月二十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市中原三ノ一ノ六五

紹介議員 増田いく子 外三十九名

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

第二八〇四号 昭和五十八年四月二十五日受理

身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第二八〇九号 昭和五十八年四月二十五日受理

福祉手当増額支給に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

第二八〇五号 昭和五十八年四月二十五日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 大村重夫

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二八〇七号 昭和五十八年四月二十五日受理

旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。

第二八〇八号 昭和五十八年四月二十五日受理

労災年金の最低給付に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。

第二八〇九号 昭和五十八年四月二十五日受理

労災年金の最低給付に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第二八〇九号 昭和五十八年四月二十五日受理

身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八一〇号 昭和五十八年四月二十五日受理

身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八一〇号 昭和五十八年四月二十五日受理

身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 大村重夫

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八一一号 昭和五十八年四月二十五日受理

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八一三号 昭和五十八年四月二十五日受理

労育障害者の遺族年金に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。

第二八一四号 昭和五十八年四月二十五日受理

在宅重度障害者の介護料に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。

第二八一四号 昭和五十八年四月二十五日受理

在宅重度障害者の介護料に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。

第二八一六号 昭和五十八年四月二十五日受理

身障者雇用に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 大村重夫

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第二八一六号 昭和五十八年四月二十五日受理

身障者雇用に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 大村重夫

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第二八一七号 昭和五十八年四月二十五日受理

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第二八一七号 昭和五十八年四月二十五日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第二八一七号 昭和五十八年四月二十五日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第二八一八号 昭和五十八年四月二十五日受理

この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第二八一八号 昭和五十八年四月二十五日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第二八一八号 昭和五十八年四月二十五日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第十号 昭和五十八年五月十日 【參議院】

労災重度被災者の暖房費支給に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。

紹介議員 大村重夫

第二八一九号 昭和五十八年四月二十五日受理

労災年金のスライドに関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 大村重夫

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

紹介議員 前島英三郎君

第二八二〇号 昭和五八年四月二十五日受理

健康保険・国民健康保険に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 大村重夫

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

紹介議員 前島英三郎君

第二八二一號 昭和五八年四月二十五日受理

労災被災者の脊髄神経治療に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 大村重夫

この請願の趣旨は、第一八五一號と同じである。

紹介議員 前島英三郎君

第二八二二號 昭和五八年四月二十五日受理

身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 大村重夫

この請願の趣旨は、第一八五一號と同じである。

紹介議員 前島英三郎君

第二八二三號 昭和五八年四月二十五日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 京都府舞鶴市京月町一〇〇ノ三二

紹介議員 大村重夫

前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

紹介議員 男 外一名
藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

紹介議員 前島英三郎君

第二八四一号 昭和五八年四月二十五日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 青森県弘前市撫牛子橋本二六一ノ

紹介議員 一 工藤つぎ子 外一名

第二八四二号 昭和五八年四月二十五日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町上沢渡二、

四七六ノ六 松本昌士

第二八三七号 昭和五八年四月二十五日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

紹介議員 安孫子藤吉君

第二八四三号 昭和五八年四月二十五日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 山形県新庄市泉田上村西四〇二

紹介議員 海老名金蔵

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

紹介議員 安孫子藤吉君

第二八三八号 昭和五八年四月二十五日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 宮崎市江南三ノ八ノ九 内田勝徳

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

紹介議員 伊藤明男 外三十九名

第二八五三号 昭和五八年四月二十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 愛知県春日井市中新町二ノ三ノ二

紹介議員 尾崎敦雄 外一名

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。

紹介議員 対馬 孝且君

第二八四〇号 昭和五八年四月二十五日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

難病対策の拡充と医療福祉に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡東背振村大曲三、四
二四ノ三 鶴池喜久次 外三百六

紹介議員 前島英三郎君

第二八四一号 昭和五八年四月二十五日受理

单一疾病では患者会を結成することもできない希少難病患者に対しては、現在、国の難病対策があり、一部の者のためには、特定疾患調査研究事業、特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業として、医学的研究及び医療費の補助事業が行われてきたが、いまだその対象にもならず、苦しい日々を過ごしている患者も多い。しかも、これらの事業は、それぞれの実施要綱に基づき予算の範囲内で実施されるという制約があり、昨今の国、地方自治体の厳しい財政事情により、中断されるところもでてきており、また、昭和五十八年度予算においても、特定疾患調査研究事業費が削減されるなど、深刻な事態が起つていて、こうした事態を恐れ、かねてから我々は、難病患者の医療と福祉について法律的位置づけを訴えてきたが、それが果たせない現在、現行施策の推進と、いまだ手の届かない希少難病患者の医学研究を含めた難病対策が後退することなく、より一層の拡充と、難病患者の福祉を求めるものである。については、次の事項の実現を図られたい。

一、特定疾患調査研究費、特定疾患治療研究費(小児を含む)を増額し研究の推進を図るとともに対象疾患を増やすこと。

二、全国的にも数の少ない難病患者のため、希少難病調査研究班を編制し、併せて医療費の公費負担を行うこと。

三、長期療養者とその家族が要した高額療養費の自己負担限度額を引き下げる。

四、治る見込みがなく在宅療養を余儀なくされている重度の長期療養者の訪問医療、訪問看護体制を確立すること。

五、難病患者も他の法律や他の施策の対象となるよう心身障害者対策基本法の第二条(定義)の拡大と身体障害者福祉法の改正を行うこと。

第二八六二号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 堀内 俊夫君	ノ二五 山田二郎
療術の制度化促進に関する請願(二通)	この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。	
請願者 岩手県和賀郡東和町東晴山十文字	紹介議員 岩動 道行君	二二ノ一 潤川三郎 外一名
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。	
第二八六三号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 夏目 忠雄君	二二ノ一 潤川三郎 外一名
療術の制度化促進に関する請願(二通)	この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。	
請願者 横浜市中区石川町三ノ一〇四ノ四	紹介議員 秦野 章君	林貞利 外一名
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。	
第二八六四号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 夏目 忠雄君	竹前嚴
身体障害者に対する福祉行政に関する請願	この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。	
請願者 長野県須坂市屋部町二、〇一二	紹介議員 堀内 俊夫君	第二八六九号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。	労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
第二八六五号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 夏目 忠雄君	請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
身体障害者に対する福祉行政に関する請願	この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。	竹前嚴
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇	紹介議員 堀内 俊夫君	第二八七号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。	労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
第二八六六号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 堀内 俊夫君	請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
労働者災害補償保険法改善に関する請願	この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。	竹前嚴
請願者 長野県須坂市屋部町二、〇一二	紹介議員 夏目 忠雄君	第二八七一号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。	旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
第二八六七号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 堀内 俊夫君	請願者 長野県須坂市屋部町二、〇一二
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	竹前嚴
第二八六八号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 夏目 忠雄君	第二八七五号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	福祉手当増額支給に関する請願
第二八六九号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 堀内 俊夫君	請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	竹前嚴
第二八七〇号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 夏目 忠雄君	第二八七六号 昭和五十八年四月二十六日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 長野県須坂市屋部町二、〇一二	紹介議員 堀内 俊夫君	請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	竹前嚴
第二八七一号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 夏目 忠雄君	第二八七七号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	身体障害者の無年金者救済に関する請願
第二八七二号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 堀内 俊夫君	請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
労災年金の最低給付に関する請願	この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。	竹前嚴
請願者 長野県須坂市屋部町二、〇一二	紹介議員 夏目 忠雄君	第二八七八号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	身体障害者の無年金者救済に関する請願
第二八七三号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 堀内 俊夫君	請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
労災年金の最低給付に関する請願	この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。	竹前嚴
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇	紹介議員 夏目 忠雄君	第二八八一号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願
第二八七四号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 堀内 俊夫君	請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
労災年金の最低給付に関する請願	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	竹前嚴
請願者 長野県須坂市屋部町二、〇一二	紹介議員 夏目 忠雄君	第二八八二号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願
第二八七五号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 堀内 俊夫君	請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
年金の官民格差是正に関する請願	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	竹前嚴
請願者 長野県須坂市屋部町二、〇一二	紹介議員 夏目 忠雄君	第二八八四号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願
第二八七六号 昭和五十八年四月二十六日受理	紹介議員 堀内 俊夫君	請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
労働者災害補償保険法改善に関する請願	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	竹前嚴
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇	紹介議員 夏目 忠雄君	第二八八五号 昭和五十八年四月二十六日受理
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。	年金の官民格差是正に関する請願

紹介議員 夏目 忠雄君
竹前敬
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

*第二九〇七号 昭和五十八年四月二十六日受理
脊髓損傷治療に関する請願
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
ノ二五 山田二郎

紹介議員 堀内 俊夫君
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一四三一號と同じである。

*第二九七三号 昭和五十八年四月二十七日受理
難病対策の拡充と医療福祉に関する請願
請願者 東京都町田市山崎町六七一ノ二
佐々木雅子 外三百六十名

紹介議員 渡部 通子君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

*第二九九九号 昭和五十八年四月二十七日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都立川市富士見町六ノ一四〇
木村登 外四十九名

紹介議員 山崎 弁君
この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

*第三〇〇〇号 昭和五十八年四月二十七日受理
難病対策の拡充と医療福祉に関する請願
請願者 神奈川県小田原市中里一四九ノ四
曾我英雄 外三百六十名

紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

*第三〇〇二号 昭和五十八年四月二十七日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 岩手県釜石市平田二ノ二五ノ二七
二 田中豊和 外四十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

*第三〇二一号 昭和五十八年四月二十七日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 山形県酒田市新橋四ノ一六ノ二五
永田恵美 外三十四名

*第三〇二二号 昭和五十八年四月二十七日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労災病院内 赤星光敏

*第三〇二三号 昭和五十八年四月二十七日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労災病院内 赤星光敏

*第三〇二四号 昭和五十八年四月二十七日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労災病院内 赤星光敏

*第三〇二五号 昭和五十八年四月二十七日受理
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

*第三〇二六号 昭和五十八年四月二十七日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇二七号 昭和五十八年四月二十七日受理
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

*第三〇二八号 昭和五十八年四月二十七日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇二九号 昭和五十八年四月二十七日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労災病院内 赤星光敏

*第三〇二四号 昭和五十八年四月二十七日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇二五号 昭和五十八年四月二十七日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇三一号 昭和五十八年四月二十七日受理
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

*第三〇三二号 昭和五十八年四月二十七日受理
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

*第三〇三三号 昭和五十八年四月二十七日受理
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

*第三〇三四号 昭和五十八年四月二十七日受理
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

*第三〇三五号 昭和五十八年四月二十七日受理
この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。
この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。

*第三〇三六号 昭和五十八年四月二十七日受理
労災年金の最低給付に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労災病院内 赤星光敏

*第三〇三七号 昭和五十八年四月二十七日受理
労災年金の最低給付に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎

*第三〇三八号 昭和五十八年四月二十七日受理
労災年金の最低給付に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎

*第三〇三九号 昭和五十八年四月二十七日受理
労災年金の最低給付に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎

*第三〇四〇号 昭和五十八年四月二十七日受理
労災年金の最低給付に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎

*第三〇四一号 昭和五十八年四月二十七日受理
労災年金の最低給付に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎

*第三〇四二号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎

*第三〇四三号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇四四号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇四五号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇四五号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇四六号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇四七号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇四八号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇四九号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇五〇号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

*第三〇五一号 昭和五十八年四月二十七日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 富山市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第三〇三九号 昭和五十八年四月二十七日受理
福祉手当増額支給に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第三〇四〇号 昭和五八年四月二十七日受理
福祉手当増額支給に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。
第三〇四一号 昭和五八年四月二十七日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第三〇四二号 昭和五八年四月二十七日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎
この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第三〇四三号 昭和五八年四月二十七日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第三〇四四号 昭和五八年四月二十七日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第三〇四五号 昭和五八年四月二十七日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第三〇四六号 昭和五八年四月二十七日受理
年金の官民格差是正に関する請願

請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
紹介議員 増田 盛君

年金の官民格差是正に関する請願
第三〇四七号 昭和五八年四月二十七日受理
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。
第三〇四八号 昭和五八年四月二十七日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。
第三〇四九号 昭和五八年四月二十七日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

年金の官民格差是正に関する請願
第三〇五〇号 昭和五八年四月二十七日受理
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。
第三〇五一号 昭和五八年四月二十七日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。
第三〇五二号 昭和五八年四月二十七日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。
第三〇五三号 昭和五八年四月二十七日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。
第三〇五四号 昭和五八年四月二十七日受理
年金の所得制限廃止に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
第三〇五五号 昭和五八年四月二十七日受理
年金の所得制限廃止に関する請願
請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
第三〇五六号 昭和五八年四月二十七日受理
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
第三〇五七号 昭和五八年四月二十七日受理
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。
第三〇五八号 昭和五八年四月二十七日受理
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。
第三〇五九号 昭和五八年四月二十七日受理
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。
第三〇六〇号 昭和五八年四月二十七日受理
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。
第三〇六一号 昭和五八年四月二十七日受理
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。
第三〇六二号 昭和五八年四月二十七日受理
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第三〇六二号 昭和五十八年四月二十七日受理 身障者雇用に関する請願 請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。
第三〇六二号 昭和五十八年四月二十七日受理 在宅重度障害者の暖房費に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。
第三〇六三号 昭和五十八年四月二十七日受理 在宅重度障害者の暖房費に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
第三〇六四号 昭和五十八年四月二十七日受理 在宅重度障害者の暖房費に関する請願 請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。
第三〇六五号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
第三〇六六号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二 この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
第三〇六七号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
第三〇六八号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災重度被災者の暖房費支給に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
第三〇六九号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災年金の支給に関する請願 請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二 この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
第三〇七〇号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災年金の支給に関する請願 請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
第三〇七一号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
第三〇七二号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
第三〇七三号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。
第三〇七四号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。
第三〇七五号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。
第三〇七六号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災被災者の脊髄神経治療に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。
第三〇七七号 昭和五十八年四月二十七日受理 身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。
第三〇七八号 昭和五十八年四月二十七日受理 身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願 請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小 この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。
第三〇八〇号 昭和五十八年四月二十七日受理 年金制度の改善に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。
第三〇八一号 昭和五十八年四月二十七日受理 年金制度の改善に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。
第三〇八二号 昭和五十八年四月二十七日受理 脊髄損傷病気治療に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手 この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。
第三〇八三号 昭和五十八年四月二十七日受理 労災病院内 赤星光敏 この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

脊髄損傷者病気治療に関する請願 請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ一 紹介議員 冲 外夫君 志鷹小三郎	この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。
第三〇八四号 昭和五十八年四月二十七日受理 脊髄損傷者病気治療に関する請願 請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇 小笠原秀人	この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。
紹介議員 金井 元彦君 第三〇八五号 昭和五十八年四月二十七日受理 脊髄損傷治療に関する請願 請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手労災病院内 赤星光敏	この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。
紹介議員 増田 盛君 第三〇八六年四月二十七日受理 脊髄損傷治療に関する請願 この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。
紹介議員 沖 外夫君 第三〇八七年四月二十七日受理 脊髄損傷治療に関する請願 請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二 志鷹小三郎	この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。
紹介議員 金井 元彦君 第三〇八七年四月二十七日受理 脊髄損傷治療に関する請願 この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。
紹介議員 中村 太郎君 第三一一三号 昭和五十八年四月二十七日受理 じん肺法改正に関する請願 請願者 栃木県足利市葉鹿上町二四三ノ九	この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。
紹介議員 村上 正邦君 第三一二一號 昭和五十八年四月二十七日受理 身体障害者に対する福祉行政に関する請願 請願者 田貝梅吉 外五百五十二名	この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。
紹介議員 村上 正邦君 第三一二一號 昭和五十八年四月二十七日受理 療術の制度化促進に関する請願 請願者 宮城県黒川郡富谷町柄木沢一七 伴茂	この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。
紹介議員 中西 一郎君 第三一二七号 昭和五八年四月二十七日受理 療術の制度化促進に関する請願 請願者 兵庫県姫路市四郷町東阿保一七 佐藤政雄	この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。
紹介議員 田中 正巳君 第三一二三号 昭和五八年四月二十七日受理 難病対策の拡充と医療福祉に関する請願 請願者 東京都文京区大塚三ノ三六ノ九 佐藤政雄 外三百七十七名	この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。
紹介議員 田中 正巳君 第三一二三号 昭和五八年四月二十七日受理 難病対策の拡充と医療福祉に関する請願 請願者 東京都文京区大塚三ノ九ノ六 ○五稀少難病者全国連合会(あせ ひ会)内 加藤良 外三百七十名	この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。
紹介議員 村上 正邦君 第三一二八号 昭和五八年四月二十七日受理 労災年金の最低給付に関する請願 請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明	この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。
紹介議員 江田 五月君 第三一二九〇号 昭和五八年四月二十八日受理 福祉手当増額支給に関する請願 請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明	この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。
紹介議員 江田 五月君 第三一二九一号 昭和五八年四月二十八日受理 身体障害者に対する福祉行政に関する請願 請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。
紹介議員 村上 正邦君 第三一二九二号 昭和五八年四月二十七日受理 重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(二通) 請願者 大分県大野郡三重町下鶴谷 深田一 外一名	この請願の趣旨は、第二五号と同じである。
紹介議員 後藤正夫君 第三一二〇号 昭和五八年四月二十七日受理 重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 請願者 埼玉県新座市野火止一ノ一新座市社会福祉協議会内 山本由太郎 外六千名	この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。
紹介議員 村上 正邦君 第三一二二〇号 昭和五八年四月二十七日受理 重度戦傷病者と妻の援護に関する請願 請願者 栃木県大田原市浅香町一ノ五ノ一 熊田金光	この請願の趣旨は、第六五号と同じである。
紹介議員 森山 真弓君 第三一二二一号 昭和五八年四月二十七日受理 難病対策の拡充と医療福祉に関する請願 請願者 高知市東石立町八一市住ニノ七二 植野順子 外三百七十五名	この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。
紹介議員 遠藤 要君 第三一二六号 昭和五八年四月二十七日受理 療術の制度化促進に関する請願(二通) 請願者 宮城県黒川郡富谷町柄木沢一七 三一 庄司孝幸 外一名	この請願の趣旨は、第三五号と同じである。
紹介議員 遠藤 要君 第三一二六号 昭和五八年四月二十七日受理 難病対策の拡充と医療福祉に関する請願 請願者 高知市東石立町八一市住ニノ七二 植野順子 外三百七十五名	この請願の趣旨は、第三五号と同じである。
紹介議員 山東 阳子君 第三一二七号 昭和五八年四月二十七日受理 難病対策の拡充と医療福祉に関する請願 請願者 東京都文京区大塚三ノ三六ノ九 佐藤政雄 外三百七十七名	この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。
紹介議員 山東 阳子君 第三一二七号 昭和五八年四月二十七日受理 難病対策の拡充と医療福祉に関する請願 請願者 東京都文京区大塚三ノ九ノ六 佐藤政雄 外三百七十七名	この請願の趣旨は、第二八五五号と同じである。
紹介議員 江田 五月君 第三一二八号 昭和五八年四月二十八日受理 旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願 請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明	この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。
紹介議員 江田 五月君 第三一二九号 昭和五八年四月二十八日受理 労災年金の最低給付に関する請願 請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明	この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。
紹介議員 江田 五月君 第三一二九〇号 昭和五八年四月二十八日受理 福祉手当増額支給に関する請願 請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明	この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。
紹介議員 江田 五月君 第三一二九一号 昭和五八年四月二十八日受理 身体障害者に対する福祉行政に関する請願 請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明	この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三一九二号 昭和五十八年四月二十八日受理
年金の官民格差是正に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三一九三号 昭和五十八年四月二十八日受理
福祉年金の所得制限廃止に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三一九四号 昭和五十八年四月二十八日受理
労災被障害者の遣族年金に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三一九五号 昭和五十八年四月二十八日受理
在宅重度障害者の介護料に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三一九六号 昭和五十八年四月二十八日受理
重度障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明
紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三二〇三号 昭和五十八年四月二十八日受理
身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三二〇四号 昭和五十八年四月二十八日受理
年金制度の改善に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三二〇五号 昭和五十八年四月二十八日受理
脊髓損傷者病氣治療に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三二〇六号 昭和五十八年四月二十八日受理
脊髓損傷治療に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三二〇七号 昭和五十八年四月二十八日受理
健保・民健保に関する請願

請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安達利明

この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。
紹介議員 江田 五月君

第三二〇八号 昭和五十八年四月二十八日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願

請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇ノ二第一野口ビル日本カイロプラクティック

この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。
紹介議員 高木健太郎君

第三二二三号 昭和五十八年四月二十八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 愛知県春日井市前並町五三 川上廣一 外九十九名

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
紹介議員 瀬谷 英行君

第三二三六号 昭和五十八年四月二十八日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 福岡市中央区大名二ノ四ノ三一平子勝利

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。
紹介議員 阿具根 登君

第三二三七号 昭和五十八年四月二十八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

(二通) 請願者 札幌市豊平区北野六条三ノ八ノ一

この請願の趣旨は、第二三三九号と同じである。
紹介議員 鶴山 篤君

第三二三八号 昭和五十八年四月二十八日受理
優生保護法の一部改正反対に関する請願

請願者 茨城県龍ヶ崎市三、三一六 野村隆一 外二百名

この請願の趣旨は、第一二三〇号と同じである。
紹介議員 高杉 達忠君

第三二三九号 昭和五十八年四月二十八日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請

請願者 茨城県水戸市渡里町二七三 寺門明美 外五十四名

この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。

第三二五一号 昭和五十八年四月二十八日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮
下数雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第三二五二号 昭和五十八年四月二十八日受理
労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮
下数雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第三二五三号 昭和五十八年四月二十八日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮
下数雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第三二五四号 昭和五十八年四月二十八日受理
旧日労災被災者に現行労災法適用に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮
下数雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第三二五五号 昭和五十八年四月二十八日受理
労災年金の最低給付に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮
下数雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第三二五六号 昭和五十八年四月二十八日受理
福祉手当増額支給に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮
下数雄

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 福島県郡市台新一ノ一二ノ二

渡辺直彦 外一名

紹介議員 鈴木省吾君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第三二八三号 昭和五十八年四月二十八日受理

重度戦傷病者と妻の授護に関する請願

請願者 新潟県岩船郡関川村打上 加藤与

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第三三四三号と同じである。

第三二八四号 昭和五十八年四月二十八日受理

重度戦傷病者と妻の授護に関する請願

請願者 岡山県真庭郡新庄村 旦育郎

紹介議員 加藤武徳君

この請願の趣旨は、第二三四三号と同じである。

第三二八六号 昭和五十八年四月二十八日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 川村清一君

この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

第三二八七号 昭和五十八年四月二十八日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 川村清一君

この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。

第三二八八号 昭和五十八年四月二十八日受理

旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 川村清一君

この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。

第三二八九号 昭和五十八年四月二十八日受理

労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 川村清一君

門脇東

この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。

第三二九〇号 昭和五十八年四月二十八日受理

重度障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 川村清一君

門脇東

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第三二九一号 昭和五十八年四月二十八日受理

労災重度被災者の暖房費支給に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 川村清一君

門脇東

この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。

第三二九二号 昭和五十八年四月二十八日受理

労災年金のスライドに関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 川村清一君

門脇東

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第三二九三号 昭和五十八年四月二十八日受理

労災被災者の脊髄神経治療に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 川村清一君

門脇東

この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

一、林業労働法案(目黒今朝次郎君外六名発議)

林業労働法案

林業労働法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 林業労働計画(第三条・第六条)

第三章 林業労働者及び林業事業体の登録等

第一節 専業労働者及び兼業労働者の登録

(第七条・第十二条)

第二節 常用労働者証明書の交付(第十三

条・第十五条)

第三節 林業事業体登録簿(第十六条・第十

七条)

第四章 林業労働者の雇用(第十八条・第二十

六条)

第五章 雇用促進事業団の業務(第二十七条・

第五十三条)

第六章 振動障害の予防等(第五十四条・第六

十三条)

第七章 雜則(第六十四条・第八十条)

第八章 罰則(第八十一条・第八十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、森林の有する諸機能の發揮

のために欠くことのできない役割を担つてゐる

林業労働者が雇用状態、労働条件等につき他の

労働者に比較して低位にある実情にかんがみ、

林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安

全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講

じ、もつて林業労働者の地位の向上を図るとと

もに、林業に必要な労働力を確保することによ

り山村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 林業労働者の雇用の動向に関する事項

二 林業労働者の雇用の安定を図るために講じ

ようとする施策の基本となるべき事項

三 林業労働者の労働条件の改善を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

一 林業森林において行う次に掲げる事業を行ふ。

イ 立木竹の伐採及び搬出の事業

ロ 造林又は育林の事業

ハ 造林のための種苗の採取又は育成の事業

ニ 森林の土地の保全又は保安施設の整備の事業

ホ 森林所有者権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

ヘ イからホまでの事業に附帯する事業

ト 事業

四 林業労働者の安全及び衛生の確保を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

五 林業労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

六 労働大臣は、全国林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、農林水産大臣と協議する

合には、とともに、中央職業安定審議会及び中央労働基準審議会並びに都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

4 労働大臣は、全国林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、その計画を農林水産大臣及び都道府県知事に通知しなければならない。

5 労働大臣は、労働力の需要供給の状況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、全国林業労働計画を変更することができる。

6 第二項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(都道府県林業労働計画)

第四条 都道府県知事は、全国林業労働計画に即して、毎年、当該都道府県の区域内の市町村の長が策定した市町村林業労働計画に基づいて、都道府県林業労働計画を策定しなければならない。

2 都道府県林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該市町村の区域における林業の事業の量

2 都道府県林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該都道府県の区域における林業の事業の量

2 当該都道府県における林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項

3 安定に関する措置に関する事項

3 当該都道府県における林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項

4 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、地方職業安定審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定するには、労働大臣の承認を受けなければならぬ。

らない。

5 都道府県知事は、都道府県林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長及び関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、労働力の需要供給の状況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、都道府県林業労働計画を変更することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(市町村林業労働計画)

第五条 政令で定める面積以上の森林がその区域に存在する市町村の長は、毎年、林業労働者の雇用の安定及び福祉の増進に関し必要な事項について、市町村林業労働計画を策定しなければならない。

2 市町村林業労働計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該市町村の区域における林業の事業の量

2 当該市町村における林業労働者の雇用の安定に関する措置に関する事項

3 当該市町村における林業労働者の福祉の増進に関する措置に関する事項

4 市町村長は、市町村林業労働計画を策定する場合には、あらかじめ、当該市町村に關係を有する森林所有者の代表者、林業事業体の代表者が主として從事することを希望する労働省令で定める業務の種類、兼業労働者にあつては林業の業務に從事することを希望する時季その他労働省令で定める事項を、林業労働者登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録(以下「林業労働者の登録」という)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

5 市町村長は、市町村林業労働計画を策定したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村長が策定した市町村

林業労働計画について必要な調整をすることができる。

7 市町村長は、都道府県知事により調整を受けた市町村林業労働計画を公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 市町村長は、労働力の需要供給の状況等の著しい変動があつたため必要と認めるときは、市町村林業労働計画を変更することができる。

9 第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。

(林業に係る他の計画との調整)

第六条 この章に定める林業労働計画は、林業労働者の雇用の安定に資するよう、林業に係る他の計画と調整がなされたものでなければならない。

7 第三章 林業労働者及び林業事業体の登録

第一節 専業労働者及び兼業労働者の登録

録

(登録)

第七条 公共職業安定所長(林業の業務が著しく少ない区域を管轄する公共職業安定所として労働大臣が定める公共職業安定所の長を除く)は、当該公共職業安定所の管轄区域内で行われる林業の業務に主として從事することを希望する林業労働者(常用労働者を除く)につき、専業労働者及び兼業労働者別に、その氏名、その者が主として從事することを希望する労働省令で定める業務の種類、兼業労働者にあつては林業の業務に從事することを希望する時季その他労働省令で定める事項を、林業労働者登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録(以下「林業労働者の登録」という)を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

3 登録林業労働者は、林業の業務に從事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、明書及び林業労働者手帳を交付する。

4 登録林業労働者は、林業の業務に從事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、明書及び林業労働者手帳を交付する。

5 登録林業労働者は、林業の業務に從事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

6 登録林業労働者は、林業の業務に從事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

7 登録林業労働者は、林業の業務に從事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

8 登録林業労働者は、林業の業務に從事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示求められたときは、明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

9 登録林業労働者は、林業の業務に從事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示求められたときは、明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

10 登録林業労働者は、林業の業務に從事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示求められたときは、明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

11 登録林業労働者は、林業の業務に從事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示求められたときは、明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録の拒否)

一 その者が主として從事することを希望する業務に從事するため必要な能力を有しないことが明らかな者

二 現に林業労働者の登録を受けている者

三 第十一条第一項各号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

四 公共職業安定所長は、前項第一号の規定により登録の拒否をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならぬ。

5 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定に付してその旨を申請者に通知しなければならない。

6 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

7 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

8 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

9 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

10 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

11 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

12 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

13 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

14 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

15 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

16 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

17 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

18 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

19 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

20 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

21 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過していない者

ければ、その効力を失う。

する林業の業務に就くことをしばしば拒んだとき。

二 前条第二項の規定に違反して、林業労働者登録証明書の携帯をしばしば怠つたとき。

三 前条第三項の規定に違反したとき。

四 第二十二条第一項の規定に違反して、公共職業安定所への出頭をしばしば怠つたとき。

五 偽りその他不正の行為により林業労働者の登録を受けたとき。

六 偽りその他不正の行為により雇用保障手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による登録の取消しをしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならない。

3 第九条第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

第十二条 この節に定めるもののはか、登録事項の変更、登録の更新、登録の取消し、登録事項登録を取り消した場合に準用する。

（労働省令への委任）

第十三条 林業事業体は、その雇用する労働者を常用労働者として使用しようとするときは、労働省令で定める。

第二節 常用労働者証明書の交付

（常用労働者証明書の交付）

第十四条 林業事業体は、林業の業務を行なう場所を管轄する公共職業安定所の紹介を受けて林業の業務に使用するため雇い入れた者でなければ、林業労働者（常用労働者を除く。以下この章（第二十四条を除く。）において同じ。）として

その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした林業事業体に対し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

第十五条 林業事業体は、前条第二項の規定により常用労働者証明書の交付を受けたときは、当該常用労働者証明書に係る常用労働者に当該常用労働者証明書を交付しなければならない。

2 常用労働者証明書を携帯し、公共職業安定所は、常用労働者証明書を交付したときは、この限りで

所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 常用労働者は、常用労働者証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（労働省令への委任）

第十五条 この節に定めるもののほか、常用労働者証明書の交付、再交付、返納その他常用労働者証明書に関し必要な事項は、労働省令で定め

る。

第三節 林業事業体登録簿

（林業事業体登録簿）

第十六条 林業事業体は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、その事業内容を明らかにする事項を届け出なければならない。

第十七条 公共職業安定所長は、前条の届出があったときは、労働省令で定めるところにより、当該届出に係る事項につき、林業事業体登録簿を作成し、林業労働者の閲覧に供するものとする。

第四章 林業労働者の雇用

（林業労働者の雇用）

第十八条 林業事業体は、林業の業務を行なう場所を管轄する公共職業安定所の紹介を受けて林業の業務に使用するため雇い入れた者でなければ、林業労働者（常用労働者を除く。以下この

章（第二十四条を除く。）において同じ。）として

その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした林業事業体に対し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

第十九条 林業事業体は、前条第二項の規定により常用労働者証明書の交付を受けたときは、当該常用労働者証明書に係る常用労働者に当該常用労働者証明書を交付しなければならない。

業労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

（紹介停止）

第十九条 林業事業体は、その雇用する林業労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間（これらの雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間）を超えて引き続き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならぬ。当該承認に係る期間を超えて更に引き続き雇用しようとするときも、同様とする。

（雇用期間に関する指示）

第二十条 公共職業安定所長は、登録林業労働者の需要供給を調整するために必要があると認めるとときは、林業事業体が雇い入れ、又は引き続きたく雇用しようとする林業労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

（林業労働者の紹介）

第二十一条 公共職業安定所は、林業事業体の申し込んだ林業労働者に係る求人に對して求職者を紹介するときは、まず登録林業労働者を紹介するものとし、登録林業労働者以外の林業労働者は、登録林業労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとする。

（登録林業労働者の届出等）

第二十二条 登録林業労働者は、公共職業安定所長が林業の業務に紹介を行なうため指示した場合には、公共職業安定所に出頭しなければならない。ただし、疾病、負傷その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

（労働省令への委任）

第二十五条 第十九条の規定による承認、第二十二条の規定による指示、第二十一条の規定による林業労働者の紹介又は第二十三条若しくは前条の規定による紹介停止は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によつてしなければならない。

（労働省令への委任）

第二十六条 この章に定めるもののはか、第十九条の規定による承認、第二十条若しくは第二十二条第一項の規定による指示又は第二十一条の規定による林業労働者の紹介に關し必要な手続は、労働省令で定める。

（第五章 履用促進事業団の業務）

第二十七条 履用促進事業団（以下この章において「事業団」という。）は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する紹介に關する事項その他労働省令で定める事項を記載した上、その者に當該林業労働者手帳を返還するものとする。

（紹介停止）

第二十三条 公共職業安定所長は、林業労働者に係る求人の申込みをした林業事業体が、正当な理由がなくその求人に對して公共職業安定所の紹介した登録林業労働者を雇い入れなかつたときは、一月以内の期間を定め、その期間、その申込みをした林業事業体に對し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

（第二十四条 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該林業事業体に紹介する林業労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、六月を超えない範囲内に労働省令で定める期間、当該林業事業体に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

2 公共職業安定所長は、林業事業体の雇用する林業労働者の労働条件が法令に違反するとき。

二 林業事業体が偽りの求人条件により林業労働者を雇用したとき。

一 林業事業体の雇用する林業労働者の労働条件が法令に違反するとき。

（実施の基準）

二 林業事業体が偽りの求人条件により林業労働者を雇用したとき。

（第五章 履用促進事業団の業務）

第二十五条 第十九条の規定による承認、第二十二条の規定による指示、第二十一条の規定による林業労働者の紹介又は第二十三条若しくは前条の規定による紹介停止は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によつてしなければならない。

（労働省令への委任）

第二十六条 この章に定めるもののはか、第十九条の規定による承認、第二十条若しくは第二十二条第一項の規定による指示又は第二十一条の規定による林業労働者の紹介に關し必要な手續は、労働省令で定める。

（第六章 登録林業労働者に対する手帳）

第二十七条 登録林業労働者手帳（以下この章において「手帳」という。）は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 登録林業労働者に對して雇用保障手当を支

給すること。

二 林業労働者に対する健康診断を行うこと。

三 納付金の徴収を行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
（雇用保障手当の支給）

第二十八条 事業団は、次の各号に掲げる登録林業労働者に対して、当該各号に定める額の雇用保障手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。

一 第七条第一項の規定による登録を受けた専業労働者（以下この章において「登録専業労働者」という。）のうち、その年の四月一日から翌年三月三十一日までの期間において林業の業務に就いた日数（以下この章において「本年度就業日数」という。）が九十日未満である者で前年四月一日からその年の三月三十一日までの期間において登録林業労働者として林業の業務に就いた日数（以下この章において「前年度就業日数」という。）が三十日以上九十日以下であるもの 雇用保障手当額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

二 登録専業労働者のうち、本年度就業日数が九十日未満である者で前年度就業日数が九十日を超えるもの 雇用保障手当額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額と雇用保障手当額の百分の八十に前年度就業日数から九十日を差し引いた日数を乗じて得た額を合算した額

三 登録専業労働者のうち、本年度就業日数が九十日以上である者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの 雇用保障手当額に九十日から本年度就業日数を乗じて得た額

四 第七条第一項の規定による登録を受けた専業労働者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの 雇用保障手当額の百分の八十に前年度就業日数（本年度就業可能日数が前年度就業日数より少ないときは、本年度就

業可能日数）から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

2 前項に規定する雇用保障手当額は、本年度就業日数及びその各日につき支払を受け、又は受けるべき賃金の日額を基礎として労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

3 労働大臣は、前項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合には、雇用保障手当額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百六号）第三章第四節の規定によつて支給される日雇労働求職者給付金の日額を下回らないよう

にするとともに、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聽かなければならない。

4 第一項第四号に規定する本年度就業可能日数は、第七条第一項の規定により兼業労働者が登録を受けた林業の業務に従事することを希望する時季につき、労働省令で定めるところにより事業団が就業が可能であると決定する日数とする。

5 四月一日から翌年三月三十一日までの期間に林業労働者の登録を受けていない日がある場合における手当の支給についての特例、手当の支給の手続その他手当の支給に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（支給制限）

6 労働大臣は、前項の金額及び率を定めようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聽かなければならない。

7 労働大臣は、第三項から第五項までの金額及び率を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（納付金）

8 労働大臣は、第三十二条事業団は、チエーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者に林業内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断（以下「特殊健康診断」という。）を行うものとする。

9 第二十九条登録林業労働者が、正当な理由がないことを拒んだときは、事業団は、当該業務に係る就業すべき日数に応じて労働省令で定める

10 ところにより手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

11 第三十条偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その

12 ところにより手当の額に相当する

13 額の全部又は一部を返還させることができ、ま

た、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していった林業事業体の偽りの報告又は証明に

14 よるものであるときは、その林業事業体に支給

を受けた者と連帯して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還せることができる。

2 第四十条の規定は、前項の規定により返還す

べきこととなつた金額の納付を怠つた場合に準

用する。

（健康診断）

15 第三十一条事業団は、登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回（チエーンソー又は刈払機を使用する登録林業労働者にあつては、六ヶ月以内ごとに一回）定期に、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行うものとする。

16 事業団は、チエーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者に對し、一年以内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断（以下「特殊健康診断」という。）を行うものとする。

17 第三十二条事業団は、チエーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者が振動障害の症状を訴えたときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者に対し、速やかに、特殊健康診断を行うものとする。

18 第三十三条事業団は、第二十七条第一号及び第二号の業務に要する費用に充てるため、同条第三号の納付金を徴収する。

19 前項の納付金は、政令で定める面積以上の森林の森林所有者、林業事業体及び登録林業労働者が負担する。ただし、第二十七条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金は、林業事業体のみが負担する。

20 森林所有者が、その所有する立木を売り渡したとき（森林の土地の権原とともに売り渡したときを除く。）の立木の売渡価格（当該森林所有者が

その所有する立木を売り渡すことなく伐採した

とき）に納付する義務を負う。

21 森林所有者は、納付金を立木を売り渡した

とき（当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採した日）から三月以内に納付しなければならない。

22 第三十五条林業事業体は、その雇用した登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担する

23 納付金を納付する義務を負う。

林業事業体は、その月に賃金を支払った登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担するその月分の納付金を、翌月末日までに納付しなければならない。

(賃金からの納付金控除等)

第三十六条 林業事業体は、登録林業労働者に賃金を支払う都度、その者の負担すべき納付金の額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、林業事業体は、登録林業労働者にその旨を告げなければならない。

2 林業事業体は、林業の業務に使用するために登録林業労働者を雇用したときは、林業労働者手帳の提出を求め、労働省令で定めるところにより、その者に支払う賃金に関する事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還しなければならない。

(納付金の還付等)

第三十七条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が納付すべき納付金の額がその納付すべき納付金の額を超えることを知つたときは、労働省令で定めるところにより、その超える額を、その森林所有者又は林業事業体に還付し、又はその納付金が納付された日の属する月の翌月から起算して六月を超えない期間において納付されるべき納付金若しくは未納の納付金に、これを充當することができる。

(追徴金)

第三十八条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の追徴金を徴収することができる。

一 森林所有者又は林業事業体が、偽りその他不正の行為により、その納付すべき納付金を納付せず、又はその納付すべき納付金の額に満たない額の納付金を納付したとき

二 前号に掲げる場合のほか、納期限の日から

起算して十四日を経過した日までに、森林所

有者又は林業事業体がその納付すべき納付金を納付せず、又はその日までに納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額に満たないとき、その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

(繰上徴収)

第三十九条 森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業団は、納期限前においても、納付金を徴収することができる。

一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。

二 強制執行を受けるとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

五 薦売の開始があつたとき。

六 法人である森林所有者又は林業事業体が解散したとき。

七 登録林業労働者が使用される事業所を廃止したとき。

(納付金等の督促及び滞納処分)

第四十条 納付金その他この章の規定による徴収金を滞納する者があるときは、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

ただし、前条の規定により納付金を徴収するときは、この限りでない。

(先取特権の順位)

第四十一条 事業団は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定める場合は、この限りでない。

(延滞金)

第四十二条 納付金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(納付金事務組合)

第四十三条 林業事業体の団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下同じ。）は、その構成員である林業事業体の委託を受けて、納付金その他この章の規定による徴収金の納付に關する事項（以下「納付金事務」という。）を處理することができる。

2 林業事業体の団体は、前項に規定する業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

(時効)

3 前項の認可を受けた林業事業体の団体（以下

の章の規定による徴収金を納付しないときは、市町村（特別区のある地においては特別区。以下同じ。）は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業団は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。

第四十四条 納付金事務組合が処理する納付金事務について、事業団が当該林業事業体に対してもべき納付金の納入の告知その他の通知は、納付金事務組合に対してするものとする。

第五十五条 第四十三条第一項の委託に基づき、林業事業体が納付金その他この章の規定による徴収金の納付のため、金銀を納付金事務組合に交付したときは、納付金事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、事業団に対してこれらの納付の責めに任ずるものとする。

2 第三十八条又は第四十一条の規定により、事業団が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付金事務組合の責めに任ずべき理由があるときは、その限度において、当該納付金事務組合は、事業団に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 事業団は、前二項の規定により納付金事務組合が納付すべき納付金その他この章の規定による徴収金については、当該納付金事務組合に対する第四十条第三項又は第四項の規定による処分によつてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該林業事業体から徴収することができる。

4 労働大臣は、第二項の認可をしたときは、その労働大臣は、第二項の認可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不

当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

5 労働大臣は、第二項の認可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

3 第一条の規定による督促を受けた者又は前条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当したことは、第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号に掲げる場合を除く。）においてより納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他こ

4 労働大臣は、納付金事務組合がこの法律の規定に違反したとき、又はその行うべき納付金事

3 第一条の規定による督促を受けた者又は前条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当したことは、第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号に掲げる場合を除く。）においてより納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他こ

4 労働大臣は、納付金事務組合がこの法律の規定に違反したとき、又はその行うべき納付金事

2 事業団が労働省令で定めるところによつてする納付金その他のこの章の規定による徴収金の納入の告知又は第四十条第一項の規定(第三十条第二項において準用する場合を含む。)による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(譲渡等の禁止)

第四十八条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(区分経理)

第四十九条 事業団は、第二十七条に規定する業務(以下「林業労働者福祉業務」という。)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならぬ。

(国補助)

第五十条 国は、事業団に対し、第二十七条第一号の業務に要する費用の三分の一に相当する金額を補助する。

2 国は、政令で定めるところにより、事業団に対し、第二十七条第二号の業務に要する費用の一部に相当する金額を補助する。

(監督)

第五十一条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、林業労働者福祉業務に関して監督上必要な命令をることができる。

(準用)

第五十二条 雇用促進事業団法第十九条の二の規定は第二十七条第三号の業務のうち納付金の出納に関する業務について、同法第二十条及び第三十七条第一項(同法第二十条第一項及び第二七号)に基づく労働省令で定める部分に限る。この規定は林業労働者福祉業務について準用する。

(雇用促進事業団法の特例等)

第五十三条 雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、林業労働者福

祉業務及び第四十九条の規定による特別の会計については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業団法第十一条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、林業労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第五十二条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第六章 振動障害の予防等

(林業事業体の責務)

第五十四条 林業事業体は、林業労働者の振動障害を予防するため、事業に必要な数の低振動のチェーンソー及び刈払機の備付け、適当な休息時間の確保、チェーンソー又は刈払機を使用する作業とそれ以外の作業との適当な組合せ、高年齢者、女子等によるチェーンソー又は刈払機の使用についての適当な配慮その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(出来高払制の禁止)

第五十五条 林業事業体は、チェーンソー又は刈払機を使用する作業に林業労働者を出来高払制で使用してはならない。

(チェーンソー等の操作時間等)

第五十六条 林業労働者の振動障害を予防するため、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十

康診断を受けなければならない。ただし、雇用促進事業団の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を雇用促進事業団に提出したときは、この限りでない。

2 林業事業体は、その雇用する林業労働者が第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けることについて適切な配慮をしなければならない。

(通知)

第五十八条 雇用促進事業団は、第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断を行ったときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その結果を当該健康診断を受けた林業労働者を雇用する林業事業体に通知しなければならない。前条第一項ただし書に規定する書面を受け取たときはも、同様とする。

(適切な措置)

第五十九条 林業事業体は、第三十一条第一項及び第二項、第三十二条並びに第五十七条第一項ただし書の健康診断の結果、振動障害の予防その他林業労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該林業労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他適切な措置を講じなければならない。

(国援助)

第六十条 国は、林業労働者の振動障害を予防するため、低振動のチェーンソー及び刈払機の導入その他につき必要な援助に努めるものとする。

(療養施設等)

第六十一条 国は、振動障害にかかる林業労働者(次項において「振動障害者」という。)の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康診断の受診義務等)

第五十二条 林業労働者は、第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健

ければならない。

2 国は、振動障害者の福祉を増進するため、振動障害者の療養生活の援助、振動障害者が必要とする資金の貸付けその他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の安定)

2 林業事業体及びその団体は、常用労働者の雇用の促進、林業労働者の労働条件向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他林業労働者で職業を転換することを希望するものに対する職業訓練等について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練)

第六十四条 林業事業体及びその団体は、常用労働者の雇用の促進、林業労働者の労働条件向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他林業労働者で職業を転換することを希望するものに対する職業訓練等について適切な措置を講ずることにより、林業労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

2 林業事業体及びその団体は、すべての林業労働者が労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度の適用を受けることとなるよう、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業事業体の団体)

第六十五条 林業事業体は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善及び福祉の増進につき、林業事業体の指導及び連絡を目的とする林業事業体の団体を組織するよう努めなければならない。

(労働条件の基準の協議)

第六十六条 林業事業体の団体は、登録林業労働者の労働条件の基準について、当該登録に係る

公共職業安定所の管轄区域内に、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては登録林業労働者の過半数を代表する者と協議しなければならない。

(労働保険制度等の検討)

第六十七条 政府は、林業労働者の特殊な雇用形態等を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

(健康診断に関する秘密の保持)

第六十八条 第三十三条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関する知識を得た林業労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(都道府県知事の権限)

第六十九条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(報告の徴収等)

第七十条 公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、林業事業体若しくは林業労働者に対し、常用労働者証明書の交付、林業労働者の登録その他の事項について報告を求める。又はその職員に、林業事業体の事務所に立ち入り、林業労働者の雇用関係その他の事項について関係者に對して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

ない。
(徴収金の徴収に関する不服申立て)

第七十一条 就用促進事業団は、雇用保障手当の支給及び納付金の徴収に関する必要な限度において、労働省令で定めるところにより、森林所有者、林業事業体、納付金事務組合若しくは納付金事務組合であつた林業事業体の団体又は登

録林業労働者に対し、立木の売渡し、登録林業労働者の雇用の状況、賃金その他の事項について報告を求めることができる。

第七十二条 労働大臣は、納付金事務の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、納付金事務組合に対し、納付金事務の処理の状況その他の事項について報告を求め、又は

その職員に、納付金事務組合の事務所に立ち入り、関係者に對して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 第七十一条第二項の規定は、前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十三条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、公共職業安定所又は林業労働者の登録を受けようとする者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、その登録に係る林業労働者の戸籍に關して無料で証明を行ふことができる。

(雇用保障手当の支給等に関する不服申立て)

第七十四条 雇用保障手当の支給に關する処分又は第三十条第一項の規定による処分に不服がある者は、雇用保険審査官に對して審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に對して再審査請求ができる。

(職権の委任)

第七十五条 この法律に規定する労働大臣の職権は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

3 第一項の審査請求又は再審査請求について

は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十

九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

(徴収金の徴収に関する不服申立て)

第七十六条 納付金その他この法律の規定による処分に基づく雇用保障手当の支給又は納付金その他のこの法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分についての不服の理由とすること

ができない。

第七十七条 林業労働者の登録に關する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する都道府県知事の裁決を、雇用保障手当の支給に關する処分又は第三十条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、納付金その他のこの法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第七十八条 公共職業安定所及び雇用促進事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

3 納付金事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした納付金事務組合の代表者、代理人、使用者その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第三十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

3 前項第二号に該当するとき。

2 林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした納付金事務組合の代表者、代理人、使用者その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

1 第四十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

2 第四十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に納付金事務に關する事項を記載せず、若しくは偽りの事項を記載したとき。

3 第一項第二号に該当するとき。

4 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

5 第六十八条の規定に違反した者は、六月以下の罰金に処する。

6 第六十八条の規定による罰金に處する。

7 第六十八条の規定による罰金に處する。

8 第六十八条の規定による罰金に處する。

9 第六十八条の規定による罰金に處する。

10 第六十八条の規定による罰金に處する。

第八十二条 森林所有者が次の各号のいずれかに

該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

1 第三十四条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

2 第七十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

3 第三十五条第一項の規定に違反して、督促

状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

4 第四十五条第一項の規定に違反して、督促

状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

5 第四十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に納付金事務に關する事項を記載せず、若しくは偽りの事項を記載したとき。

6 第一項第二号に該当するとき。

7 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

8 第六十八条の規定に違反した者は、六月以下の罰金に處する。

9 第六十八条の規定による罰金に處する。

10 第六十八条の規定による罰金に處する。

11 第六十八条の規定による罰金に處する。

12 第六十八条の規定による罰金に處する。

13 第六十八条の規定による罰金に處する。

14 第六十八条の規定による罰金に處する。

15 第六十八条の規定による罰金に處する。

16 第六十八条の規定による罰金に處する。

17 第六十八条の規定による罰金に處する。

該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十八条第二項の規定に違反したとき。

二 第七十条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定によくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十四条 林業事業体が第十四条第一項の規定に違反したときは、五万円以下の罰金に処する。

若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定によくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十五条 林業労働者その他の関係者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第十条第三項の規定に違反して、林業労働者登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

二 前条第二号に該当するとき。

三 第七十二条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十五条 法人（法人でない納付金事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない納付金事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は代理人が訴訟行為につきその納付金事務組合を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十六条 登録林業労働者が第八十二条第一項第二号に該当するときは、十万円以下の過料に処する。

2 登録林業労働者が第十条第二項の規定に違反

したとき、又は常用労働者が第十四条第二項若しくは第三項の規定に違反したときは、一千万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 第十八条の規定の施行の際現に林業事業体に雇用され林業の業務に従事している者は、

当該林業事業体に引き続いて雇用される限り、

当該林業事業体が公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者とみなす。

（労働基準法の一一部改正）

第三条 労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第六号中「農林の事業」を「農業の事業」と改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 森林の竹木の植栽、保育、管理又は伐採の事業その他林業の事業

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第六条 第六号の四中「港湾労働法（昭和四十年法律第二百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書」

林業労働法（昭和五十八年法律第二百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を次のように改正する。）

第七条 第六号の四中「港湾労働法（昭和四十年法律第二百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書」

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を次のように改正する。）

第七条第二項中「第六十五条第一項」の下に「及び林業労働法（昭和五十八年法律第二百二十号）第七十四条第一項」を加える。

（及び林業労働法第七十四条第一項）を加える。

第七条第二項中「第六十五条第一項」の下に「及び林業労働法第七十四条第一項」を加える。

（及び林業労働法第七十四条第一項）を加える。

（所得税法の一部改正）

第五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十六号を第十七号と

し、第六号から第十五号までを「号」ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 林業労働法（昭和五十八年法律第二百二十号）の規定により登録林業労働者として負

うの一部を次のように改正する。

（印紙税法の一部改正）

第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二百三十号）を

一部を次のように改正する。

別表第三中 「港湾労働法（昭和四十一年法律第二百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書」	（印紙税法の一部改正）
（港湾労働法（昭和四十一年法律第二百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書）	（印紙税法の一部改正）
（同法第二条第三号（定義）に規定する事業主）	（同法第二条第三号（定義）に規定する事業主）
（同法第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）	（同法第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）

（労働省設置法の一一部改正）	（労働省設置法の一一部改正）
第七条 労働省設置法（昭和二十四年法律第二百六十号）の一部を次のように改正する。	第七条 労働省設置法（昭和二十四年法律第二百六十号）の一部を次のように改正する。
第六条 第六号の四中「港湾労働法（昭和四十一年法律第二百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書」	第六条 第六号の四中「港湾労働法（昭和四十一年法律第二百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書」
（同法第二条第三号（定義）に規定する事業主）	（同法第二条第三号（定義）に規定する事業主）

（同法第二条第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）	（同法第二条第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）
（同法第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）	（同法第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）
（同法第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）	（同法第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）
（同法第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）	（同法第二号（定義）に規定する森林所有者又は同条第三号（定義）に規定する林業事業体）

（第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項目「改正に関する事項」の下に「林業労働法及び」を加え、同表中央職業安定審議会の項目「港湾労働法」の下に「林業労働法」を加え、同表

（地方職業安定審議会の項目「職業安定法」の下に「林業労働法」を加え、同表第三十号の五の次に次の二号を加える。

三十八の六 林業労働法に基づいて、全國林業労働計画を定めること。

三十八の七 林業労働法の施行に関して、林業事業体、林業労働者その他の関係者に必要な事項についての報告を求める。

三十八の八 この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約百億円の見込みである。

この法律の施行に要する経費

第五号中正誤

ペジ 段行 誤
六二云 八十六万 正
七二云 在じます 存じます
九三五 いたして いたしまして
六八云 こと「」
元四云 いたして いたしまして
六云 こと「」

昭和五十八年五月十八日印刷

昭和五十八年五月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D